

# 令和4年第2回定例会会議録（第4号）

令和4年6月13日

## ○出席議員（22名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	20番	野 口 哲 男 君
21番	堀 本 博 行 君	22番	山 本 一 成 君
23番	泉 武 弘 君	25番	首 藤 正 君

## ○欠席議員（1名）

19番 松 川 峰 生 君

## ○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
総 務 部 長	末 田 信 也 君	企画戦略部長	安 部 政 信 君
観光・産業部長	松 川 幸 路 君	公営事業部長	上 田 亨 君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君	いきいき健幸部長	中 島 靖 彦 君
建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君	市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君
防 災 局 長	白 石 修 三 君	消 防 長	浜 崎 仁 孝 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	上下水道局長	岩 田 弘 君
上下水道局参事	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君
市 民 税 課 長	佐 保 博 士 君	情報政策課長	新 貝 仁 君

温泉課長	樋田英彦君	農林水産課長	塩出政弘君
市民課長	大石宗徳君	子育て支援課長	中西郁夫君
子育て支援課参事	内田千乃君	いきいき健幸部参事	内田剛君
いきいき健幸部次長	大野高之君	学校教育課長	松丸真治君
学校教育課参事	太田悟君		

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	河野あや	主査	松尾麻里
主査	佐藤雅俊	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第4号）

令和4年6月13日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、10日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○21番（堀本博行君） それでは通告に従って質問をしてみたいと、このように思います。

コロナの生活も3年目に入りました。ここに来てやっとマスクの着用等々についての在り方についても、具体的に厚労省が例を挙げて発表いたしました。ランニング、また徒歩での通勤、これから夏場に向けて熱中症のリスクがある中での、マスクを外すということを奨励するというふうな記事も載っておりました。屋内でも2メートル以上の距離を確保して、さらに会話がほとんどなければ、そしてさらなる十分な換気が行われればマスクは外せると、こういうふうなことも出ておりました。さらに、学校現場では体育の授業や部活動等々でもノーマスクでいけるというふうなことも出ておりました。

また、別府市でもコロナの感染者がここ何日か1桁というふうな、非常に落ち着いてきているということもありました。昨日の新聞では、別府市で2人というふうなところでございました。関係各位に本当に心から敬意を表したいと、このように思っているところであります。

その中で、この記事を読んで、別府市としてのマスクの着用等々について、この記事を読んでちょっと聞いてみないといけないなと思っていたところが、別府市としての、特に公共施設の利用原則等々、もうすぐに発表になっています。ファックスが自宅に来ておりました。対応の速さに、これまた皆さん方が神経をとがらせて対応しているというふうなことで、御礼を申し上げたいと、このように思います。

特に、学校現場でも体育の授業、部活動という話がありました。子どもたちが思い切って体育の授業、また運動、部活、そういったものについてやれるように、そういうふうな形で心から願っているところであります。先般、別府西中の男の子がよく、浜脇の風呂でよく会うのですが、ちょうど中学3年生の男の子が体育の授業の話をしていたら、僕は中学今3年生で、中学に入って別府西中のプールに入ることがないと話をしていました。ああ、そうか、コロナだからできないのだろなというふうなことで、今年はプールの授業があるというふうな話をしておりました。そうなのかと、立派な校舎があるのに一回も入っていないのかというね、そういうお話もさせていただきました。

ただ、部活ということで、先般私久しぶりに中学生の中体連を見にいってきました。思いっきりやっていました。実相寺球場でちょっと知合いの子が出ておりましたので見にいきました。はつらつとしたプレーで、久しぶりに、我が子がもう十何年前に野球やっていた頃は毎日のように見にいっていましたが、少年野球からずっと見にいって、楽しい思い出がたくさんあるわけですが、久しぶりに実相寺球場に見にいきました。いいプレーをしながら、別府西中と北部中がやっておりました。

そんな中で、見ていたら女子部員がいて、部員が少ないからかなというふうに思っていたところが、この子がまたうまいのです。レギュラーの背番号をもらっていて、バッティングも見ていたら、3塁線を抜くクリーンヒットできゅーっと抜いて、男の子よりバッティングがいいなというぐらい、そういうふうな試合を見に行くと非常にうれしい思いをしました。

加えて、別府西中の野球部のユニフォームがまた、山の手の中、うちの子がやっていた当時のユニフォームを引き継いでおりましたので、これまた非常に懐かしいなという、こんな思いをして部活を見てきたところであります。

前置きが長くなりましたが、中体連の報告を終わりたいと思います。

それで、4回目接種から具体的に入ってまいりたいと思います。

今回の接種については、60歳以上のいわゆる高齢者と18歳以上59歳以下の基礎疾患のある方々、この方々が対象になっているわけでありましたが、特に基礎疾患のある方々についての接種券の発送、これに全国に様々なやり方で苦慮しているというふうな面もあるわけでありましたが、そういった中で4回目接種、具体的に別府市としてはまずどのように行うのか、まずお答えを頂きたいと思います。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

接種の対象となるのは60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患をお持ちの方、医師から重症化リスクがあると認められた方とされています。4回目接種は重症化予防を目的として、全員接種から接種対象者が限定されるものとなっております。3回目接種から5カ月経過すると4回目接種が可能となるので、接種券は5カ月経過した方へ毎週月曜日に分散してお届けすることとしています。

3回目接種の際に、高齢者の方を対象として行った予約指定方式は準備期間の関係で今回より実施せず、電話かインターネットで予約をしていただきます。コールセンターの電話回線は用意し得る最大数60回線に対応するのに加え、接種券を週ごとに分散して発送するので、常に電話がつながらないという状況は生じないと考えております。

なお、ネット予約を代行する申請サポートセンターも市役所1階に設置する予定としております。

使用されるワクチンは、3回目接種と同様ファイザー社製と武田モデルナ社製のメッセンジャーRNAワクチンとなっております。

○21番（堀本博行君） ありがとうございます。

御案内のとおり、私も大きな声では言えませんが1月にコロナ感染をした一人です。3回目の接種は2月の末に行きました。その中で、ある新聞に、コロナに罹患した人は罹患して3カ月後に3回目接種することが望ましいという、こういうふうな記事が載っておりました。私は早々に1カ月ちょっとで打ってしまったのですが、ちょっと早過ぎた面もあったわけでありましたが、私4回目接種、かかりつけ医といいですか、電話があって、いつやりますかと。今回やりますかやりませんかというふうなことがあったわけでありませんが、8月の頭に4回目を接種するようにしておりますが、この3回目接種の際の65歳以上の高齢者、我々高齢者は、あらかじめ接種日時を指定して、変更がなければ同封のはがきを返送したら予約が完了する方法だったが、4回目接種では引き続きそのように行うのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

3回目接種の際に、高齢者の方を対象として行った日時、接種場所を事前に予約する指定方式は、はがきを返信するだけで予約が完了し、対象者の約7割の方々がこの方式での予約を選択され、好評を頂いた反面、政府から発表された接種期間の短縮に伴う接種の前倒しに柔軟に対応できず、準備に相当の期間を要しました。

今回の4回目接種では、準備する期間が確保できないことを理由に、事前予約指定方式は実施せず、電話かインターネットで予約をしていただく方法で行うこととしております。

先ほどの答弁のとおり、できる限り混雑を避けるために接種券を週ごとに分散して発送する、コールセンターでは最大数60回線に対応する、多くの接種券を発送する7月中旬から8月にかけて、インターネットでの予約を代行する申請サポートセンターを市役所内に設置するなど、円滑に予約ができる体制を整えます。

○21番（堀本博行君） 了解いたしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。混雑のないようにお願ひ申し上げる次第であります。

また、高齢者は接種率も高いし、接種を心から待ち望んでおります。4回目接種をしっかりとやっていただきたいと思いますが、4回目接種では18歳以上で基礎疾患を持っている人は、市に申請すれば接種券を発行してもらえ、こういうふうなシステムのところもありますし、ほかの自治体では18歳以上の人全員に接種券を送っているというふうなところもあるわけですが、別府市はなぜ申請方式をされたのか、具体的にお答えください。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

住民個人個人の基礎疾患の状況を自治体では把握しておりませんので、事前に接種券発行の申請を頂くか、全員に接種券を送送する方法を選択する必要がございました。本市においては、安全で確実な接種を行うことを第一に考えており、全員に送付する場合、接種対象者でない方へ接種券が送られることでの混乱を避けるため、18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方につきましては、接種を希望される方が申請を頂く方式を採用いたしました。市公式ホームページの申請フォームへ入力いただくか、市コールセンターへお電話いただければ申請は完了し、3回目接種から5カ月が経過したら接種券をお届けいたします。

○21番（堀本博行君） 分かりました。今回の接種における基礎疾患の有無というのは、各自治体でも、把握が難しいというふうに言われております。今回に関しては、そういうことから申し上げれば申請方式、これが正しい選択だろうと私は思っております。全員に発送すれば、また今回も全員が打たなければならないというふうに思い違いをする、こういうこともありまじょうし、今回の場合は18歳から59歳の方々が打てば、誤接種、誤り接種といえますか、誤接種になるわけでありまして。そういった意味では、この申請方式が正解だろうというふうに思っております。

今回も接種率を上げるためにしっかりとした取組をお願いを申し上げたいと、このように思うわけですが、もう一点、最後に、議案質疑でも出てまいりましたがファイザー、モデルナ、これが通常今までやってきた接種であります、今回ノババックスの質疑のやり取りがありました。私もそういった中で、県下の市町村の状況を見たわけですが、別府市だけがノババックスの接種予約を開始しているというふうなお答えをしておりました。

そこで、県下の市町村がノババックスの接種の実施をしない中で、別府市がノババックスの実施を決断した理由、これをお答えいただけますか。

○いきいき健幸部参事（内田 剛君） お答えいたします。

5月末に大分県より県下市町村に対し、ノババックスワクチンの1回目要求調査がありました。県下の市町村は、その時点では大分県が県営ワクチン接種センターで実施するノババックスの予約状況が、余り芳しくなかったため態度を保留し、1回目では要求をしなかったのだと想定しております。

別府市としては、少数の方ではありますが、コールセンターへノババックス接種のお問合せがあったことから、接種を希望される方が少数でも受入れ体制を整えることといたしました。6月6日からノババックスの予約を開始し、7月6日と8月10日におのおの50人を設定しましたところ、現時点で7月6日は予約枠が埋まり、8月10日は残り22人と、順調に予約受付が行われております。

内訳といたしましては、1、2回目接種の方は少なく、ほとんどが3回目接種の方となっております。

今後の接種につきましては、ノババックスを希望する方の動向を見ながら接種体制を検討していきたいと考えております。

○21番（堀本博行君） ありがとうございます。

これまでの接種でアレルギー反応、これ全国的な問題になっておりますが、予防効果は従来のウイルスに対しては90.4%、オミクロンへの一定の有効性も示されているというふうに出ておりました。副反応は、ほかのワクチンに比べ発熱頻度が低いというふうにも言われております。接種対象は18歳以上の2回目、3回目とされているようですが、私はこの報道を読んだときに、これは積極的に取り入れるべきであるというふうに思いました。接種後の発熱や体の痛み、これがファイザー、モデルナよりも和らぐというふうなことでありました。7月6日の50名の枠が埋まったというふうな答弁ございましたし、順調に今打っているというふうにごさいました。

私、別府市が単独で決断したというのは高く評価しています。行政言葉でよく皆さん方が使われる言葉で、他の自治体の様子を見ながら判断したいみたいな、こういうふうな、事と次第によってはそういうことも大事かもしれませんが、やっぱりいいものを積極的に取り入れようと、市民のために取り入れるという、こういったものについては市が単独で、単独で決断したということについては、このノババックスの接種については高く評価したいと、このように思っております。積極的にこれからも進めていただきたいことをお願いして、この項の質問を終わりたいと思います。

それでは次に参ります。

マイナンバー、マイナポイントの質問であります。6月30日から第2弾の申込みが開始されます。保険証の登録、公金受取口座の登録で7,500円掛ける2、1万5,000円ポイント受け取ることができるということでもあります。

手続の方法はどうすればよいのか、またこれに対する市としてのサポート体制はあるのか、この2点お答えください。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えします。

マイナンバーカードの保険証利用の登録と公金受取口座の登録は、マイナンバーカードを使いましてスマートフォンなどから手続する方法になっております。こちらのほうは、現在どちらも登録ができるようになっております。この保険証利用や公金受取口座の登録をした人は、第2弾のポイント申込みができるということになりますけれども、このポイント申込み手続自体は6月30日から開始される予定でございます。

第2弾分のポイント申込み方法はまだ詳しく発表されておられませんけれども、第1弾分と同じような方法で、マイナポイントアプリなどから申し込むことになると思われま

す。続きまして、手続のサポートについてですけれども、マイナンバーカード申請サポート窓口を市役所1階に開設しているほか、商業施設や公民館などを巡回して出張サポートも行っております。サポート窓口では、保険証利用や公金受取口座の登録もお手伝いしております。第2弾のポイントの申込みが始まりましたらこちらも含めてサポートしてまいります。

手続にはマイナンバーカードと暗証番号のほか、口座を登録する場合は通帳、マイナポイントを申し込む場合はキャッシュレスサービスのカードなどが必要になるなど、手続によりまして必要になるものがございますので、窓口にいらっしゃる前に電話でお聞きいただければ、御希望の手続をお聞きして必要なものを説明しております。

○21番（堀本博行君） 説明を聞いただけではなかなか分かりにくいわけですが、これまでの別府市の開設状況、具体的にどう進めてきたのか今答弁がございました。また、今後どういうふうにするのかということと、カード申請の現時点の状況、それをお聞かせください

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えします。

別府市では、今年2月から国の全額補助を利用しましてサポート窓口の体制強化を行いました。本年度も継続しております。市役所1階の常設の窓口のほか、月に20カ所程

度商業施設や公共施設、自治会や職場など市内の様々な場所での出張サポートを実施しております。本年2月から5月までの4カ月間でございますけれども、商業施設29回、税の申告会場23回、ワクチン接種会場24回、地区公民館15回、そのほか金融機関や郵便局、自治会、大学など39回、合わせて4カ月で130回の出張サポートを実施しております。今年度中はこのような形で継続して行う予定でございます。

別府市のマイナンバーカードの申請状況でございますが、5月22日現在のデータになります。申請率が48.8%で、県内8位となっております。申請の増加率で見ますと、県内上位が続いております。サポート窓口を強化した後、申請が伸びてきている状況でございます。

今後なるべく市民の皆様にとって、身近で便利な場所で丁寧なサポートを実施していきたいというふうに考えております。

- 21番（堀本博行君） 今答弁をお聞きする限りでは、かなりな場所で回数も会場もサポート体制ができてるように思いますが、申請状況が5月22日の時点で48.8%ということではありますが、今年の初めに1階のサポートをやっていたいておりますが、かなりにぎわっているなど、市役所に来たときに、私はグランドフロア入口から入るわけですが、今のところ落ち着いているというふうな状況であろうと思います。

私も実は、このマイナンバーカードそのものにあんまり利用価値というものを考えていなかったの、ずっと作っていなかったのですが、申請をして、窓口に取りにいけばいいようにはなっていたのですが、コロナ禍の中で延長、カードの受取りも延長しましたっていうのはがき、はがきとか郵送が来たのでずっと放っておりました。カードをもらいについて、その足でマイナポイントの説明を聞きに1階に上がったのでありますが、なかなか、聞いている私がなかなか理解し切れないのか、なかなか難しいなというふうなことで、6月30日以降もう一回来てくださいと、諦められて、もう一回出直してこいみたいな、そんなことは言いませんが、そんな感じで6月30日以降また行こうと思っておりますが、具体的に今後のマイナポイント、48.8%の方々がカードを作っているということは、カードを作らないことにはそのポイントももらえないわけですから、6月30日以降、いわゆるこの申請に来る方も5,000円のポイントもらっている方が来るのでありましょ。新規というふうなことになる、なかなかまた難しくなるのかなというふうにも思っています。

特に若い人は、こういうのはもうぱっぱ、ちゃっちゃと終わるのですね。もらって、5,000円分をどうしたかと聞いたら、もう使ったよというのがいっぱいあります、うちの息子とか、いろんなこと聞くと。スマホでちゃっちゃとやってさっさと終わってぱっぱと、簡単なものですね、もう。だけど我々がなかなか高齢者のね、高齢者というか、うちのおふくろ91歳になるのですが、今日も朝飯を食べながらいろいろ話をしていたら、マイナンバーカードところで作っているのか言ったら、そらもうあんた作っているよと、言うのですけれど、やっぱり5,000円とか7,500円のポイントもらえるという話は全然知らないのですね。どうしたらいいのかって、そんなのもらえるのかみたいな話もね、しておりました。どうしたらいいのかというようなことなのですが、具体的にそういうふうなところに縁のない人というか、カードを作ってはいるのですけれども、申請がなかなかやれていないというふうな方もいらっしゃると思いますが、そういったふうなことのサポート体制、もう一回ちょっと、その辺に申請式の限界があるのかなというふうな思いもするわけですが、もう一点、子どもですね、これはもう小学生、中学生、赤ちゃんまでマイナンバーカードがあるわけですから、この子どもたちの申請は具体的に、この子たち、いわゆる乳幼児にしてもポイントはもらえるわけですから、この辺は具体的にどういうふうな形にすればいいのかとか、そういうようなことが簡単に分かればお答えくださ

い。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えします。

まず、マイナポイントのキャッシュレス決済サービスの部分でございます。マイナポイントは電子マネーなどのキャッシュレス決済サービスに付与されるというようなことになっておりますので、電子マネーなどのカードを持っていない方というのは、まずポイントが付与できるサービスのカードなどを作っていただくという必要がございます。比較的簡単に作れるのは、カードにお金をチャージして使うタイプの電子マネーでございます。こういったものは市内のスーパーとか交通機関とか、日常生活で使えるものも多くございます。サポート窓口のほうでは、どんなお店のカードが使えるのかなど、できる限り丁寧に支援するようにしております。

また、出張サポートの一環で、自治会や地域のグループなど、5人以上であれば御希望の場所に出向いてサポートを行うということもできます。

市民への広報でございますけれども、市報とかLINEでのお知らせを始めまして、今2カ月ごとにチラシのポスティングもしているところでございます。今後も様々な機会を捉えまして、積極的にサポートに取り組んでまいりたいと思っております。

なお、お子様の件がありましたけれども、ポイントを受け取れますサービスというのは御本人名義のサービスのみになっているのですけれども、未成年の場合は御両親名義のサービスでポイントを受け取るということができるようになっております。ただし、1つのサービスで受け取れるのは1人分だけになりますので、お子様用には別のサービスで申込みをする必要がございます。

○21番（堀本博行君） 6月30日から第2弾が始まります。しっかりとした体制を組んでいただいて、お声かけをできるだけしていただいて、申請、これも行政というところは申請制度ですから、待つ以外にないのでありまじょうが、できるだけ自治会とかそういったところに声をかけていただいて、できるだけ申請ができるようお願いをしたいというふうな形で、この項は終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは次に参ります。

児童手当について、若干やり取りをしたいと思ひます。

この児童手当については、今回制度改正が行われます。この対象者の数や支給額、どのように変わるのか、具体的にまず御答弁ください。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

令和4年度から大きく2つの改正がございます。1つ目は、毎年市役所で手続を行っていただいておりますが原則不要になります。

2つ目は、所得制限限度額の上限度額を設定し、その額を上回る方には支給されなくなります。児童手当は中学卒業までの児童を養育されている方に対し、年3回支給される手当であり、その額は3歳未満の児童は1人につき一律月額1万5,000円です。3歳以上小学校修了前までの児童は、1人につき月額1万円でございます。ただし、第3子以降の児童につきましては月額1万5,000円となります。中学生の児童は、1人につき一律月額1万円でございます。

また、受給者のうち一定程度の所得の方につきましては特例給付として、その所得が所得制限限度額以上の場合、児童1人につき月額5,000円となります。令和4年10月支給分から、1人当たりの支給金額に変更はございません、ただし、特例給付の方については所得制限限度額の上限度額を設定し、その額を上回る方については支給されなくなります。

今回の改正による影響を令和4年6月分の支給者に置き換えてみますと、受給者、いわゆる児童を養育されている方の総数は約6,300人でございます。そのうち、特例給付の方



が約 200 人でございます。この特例給付の 200 人のうち、今回の改正で設定される上限限度額を上回るため、児童手当が支給されなくなる方は約 160 人となります。この 160 人の受給者における対象児童が約 300 人でございます。児童 1 人につき 1 カ月 5,000 円の特定給付のため、1 カ月で約 150 万円が支給されなくなることとなります。

これはあくまでも 6 月支給分に置き換えて試算した数値でありまして、実際は今後前年所得等の情報から正確な支給対象者を抽出してまいりますので、支給対象者数、金額は未定でございます。

- 21 番（堀本博行君） 念のため御答弁いただきました。丁寧な答弁、分かりやすくありがとうございます。

また、今回の大きな改正点というのは、先ほどありました特例給付の廃止と申しますか、所得によって一部の方が廃止をされるというふうなところで、支給対象から外れるということでもあります。別府市内では 300 人程度の子どもの対象から外れると、こういった今答弁がございました。

この児童手当については、御覧のとおり昭和 47 年にこの制度が創設されました。ちょうど今年で 50 年目ということでもあります。私ども党としても、この児童手当の生みの親という自負があるわけでありまして、この児童手当については毎回改正のたびに私も議場で質疑をさせていただきました。27 年目になるわけでありまして、その間改正のあるたびごとに質疑をさせていただいたわけでありまして、特に昭和 47 年に、当時は、5 歳未満の第 3 子以降に月額 3,000 円と、ここから始まっております。そして昭和 50 年からずっと 1975 年、月額 5,000 円、3,000 円から 5,000 円に上がりました。1986 年、それまで第 3 子だったのが第 2 子、第 3 子まで広がって、月額、第 2 子が 2,500 円、第 3 子が 5,000 円、1992 年、第 1 子、第 2 子で月額 5,000 円、第 3 子 1 万円というふうなことでずっと推移をしてくるわけでありまして、実はこの大きな転換点というのが、例の民主党政権であります。民主党政権のときに、いわゆる子ども手当というふうなことで大きくクローズアップされて、若干金額も、当初は民主党政権の中で 1 人 2 万 6,000 円とか 7,000 円であったか、所得制限なしという、これはもうなかなか忘れられない民主党の公約であります。これが実現できずに、若干の金額が値上がりをして、そして所得制限なしで一時、民主党政権になった 33 カ月あったわけでありまして、それから自公政権に戻ってもうはや 10 年が過ぎようとしておりますが、その時点でいわゆる所得制限をかけたときにその一つの超える場合、いわゆる所得制限を超えた場合に支給される、されたのがこの特例給付というふうな形で月額 5,000 円というのがずっとありました。これは当時、当分の間というふうな形で措置をされておりましたのでありますが、これがこれまで 10 年間続いてきたというふうな経緯もあります。

所得制限の基準についても議論がありました。夫婦のうちの所得の高いほうにするのか、当初はそうだったわけでありまして、政府案では世代合算と、夫婦で共働きの夫婦合算で取得制限をかけるというふうなこともあったわけでありまして、その案はなくなりました。共稼ぎが今増えている中で、現在の社会情勢に合わないというふうな観点から見送られたという経緯もあります。もともと子ども手当、いわゆる児童手当、子ども手当というのは、社会で子どもを育てるというふうな観点から創設をされております。そういった意味では、なかなか今回の若干の後退と申しますか、そういったふうなものについては今違和感はあるわけでありまして、仕方ない制度と申しますか、そういうふうな思いもあります。

しっかりとこの 300 人程度の子どもたちに対する広報と申しますか、親御さんに対する広報をしっかりとやっていただきたい、このことお願いを申し上げたいと思います。これで児童手当は終わりたいと思います。

それからちょっと空き家の件は、ちょっと後回しにさせていただいてごめんね。ヤング

ケアラー、これをちょっと先にやりたいと思います。時間の都合上ですね。

これ、御案内のとおりであります。大人の代わりに家族の介護や兄弟の世話を担う子どもたちのことを言うわけではありますが、その問題点は、おじいちゃん、おばあちゃんから親、親御さんのケア、また兄弟の世話に追われて学校生活、また進路の選択、こういったものに支障が出てくるというふうなことであるわけでもあります。

この問題が一般的に表面化した背景には、独り親世帯の増加、晩婚化、核家族化、地域住民との関わり、関係の希薄化等々というふうなことが挙げられるわけではありますが、昨年からのヤングケアラー問題については、にわかに国の段階でも取り上げられるようになってまいりました。現状の政策、支援策、こういったものも出てきているわけではありますが、今年の5月、厚生労働省と文科省が取りまとめている報告書を見ますと、福祉・介護・医療・教育等の現場でヤングケアラーに関する研修の推進だとか、SNS、オンラインなど子どもが話しやすい相談体制を支援者団体と作る、自治体、そういう自治体を支援する、またスクールソーシャルワーカーの配置の支援や、民間学習支援事業と学校との連携、等々というふうな形で出ているわけではありますが、実はこれは御案内のとおりです。

昨年の9月議会でちょっと、体調不良で来ておりませんが松川峰生議員がこの問題を取り上げております。その中で、答弁もしっかり読ませていただきましたが、すばらしい答弁をしております。実態調査の重要性等々も答弁をしております。

そこで、まず別府市のヤングケアラーの実態調査、やるというふうに言っておりましたが実態調査はしたのか。また、こういう子どもたちの実態の把握、これはできているのかどうか、まずお答えください。

○子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

別府市独自の調査は行っておりませんが、令和3年度に大分県が実態調査を行っており、別府市の調査結果を提供していただいております。

調査につきましては、特別支援学校等を除く小学校5年生から高等学校3年生の県内の全児童生徒を対象に、令和3年10月から11月にかけて実施しております。

この調査の結果、大分県では回答者の全体の約1.3%が、「世話をしているためやりたいけれどできていないことがある」と回答しており、今回の調査対象者7万9,550人に当てはめると、世話をしていることで困り事を抱えている児童生徒が約1,000人いることが推定されております。別府市での調査対象者は7,233人、解答者は4,798人です。回答者4,798人のうち、「世話をしている家族がいる」と答えた子どもは219人、また「世話をしているためにやりたいけれどできていないことがある」と答えた子どもは回答者の1.5%に当たる73人でした。この割合を調査対象である別府の調査対象の子ども7,233人に当てはめると、約100人の子どもが別府市内での支援が必要なヤングケアラーだと推察されます。

○21番（堀本博行君） 割合から言えば、およそ100人程度というふうなことでありますが、100人程度、それ以上だとは思いますが、答弁がございました。この問題では、学校現場での対応が非常に大切に、大事になってくるというふうに思います。特に担任の先生、例えば、学校の中で、教室の中で、クラスの中で遅刻、よく言われるヤングケアラー子どもたちについては遅刻とか早退とかいうふうな、欠席するとかいうふうな、いわゆる家族の世話で、そういうふうなことが現象として見られるというふうなことも言われております。

そういった意味で、こういう角度から見れば気づくことができるのはやっぱり学校現場かなというふうに思うわけでもあります。そういう子どもたちを把握するために、学校現場での対応、これはどのようにしているのか御答弁ください。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

教育現場では、日々の学校生活の把握からヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを認識しております。常に実態把握に努め、支援につなげていくよう、校長会等を通じて教職員に周知徹底をいたしているところでございます。

学校への登校状況、遅刻や早退、子どもの様子など日々の学校生活の把握からヤングケアラーと思われる場合、学校の教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が子どもの話を聞き取り、家庭状況等のアセスメントを行っています。学校の対応だけでなく、広く支援が必要な場合は、子ども家庭総合支援拠点である子育て支援課と情報共有を行い、関係機関等と連携を図りながら具体的な支援につなげているところでございます。

○21番（堀本博行君） 分かりました。問題は、いわゆるこういう子どもたちの実態調査を踏まえて、具体的に何をやるかということなのでしょう。そういったものについて、大分県、そして別府市、こういう具体的な支援策はどのようなものがありますか。

○子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

大分県では、ヤングケアラーの社会的認知度向上のため、周知啓発として全児童生徒に相談先カード、リーフレットの配布、教員向けの研修や市町村単位での合同研修等を行うとともに、適切な支援につなげられるようヤングケアラー専門の相談窓口の設置、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置強化、既存制度を活用した支援策のつなぎ、家庭養育ヘルパー派遣事業を行うヤングケアラー等支援体制強化事業を開始しております。

別府市におきましては、子ども家庭総合支援拠点を相談窓口として位置づけ、学校現場や福祉事業者等、また大分県が設置した相談窓口からの情報提供を受け、教育部門と児童福祉部門及び家庭環境に応じた支援機関との連携を図りながら、令和3年度から開始しました見守り強化事業により、食事の提供や学習・生活指導等を行うことで対象となる子どもと家庭の状況の把握を行い、必要な支援や措置につなげているところでございます。

実績といたしましては、令和3年度から13世帯を見守りしており、令和4年度に新たに5世帯の見守りを開始しております。

また、今年度から養育支援訪問事業によるヘルパー派遣事業を開始いたしました。ヘルパーが家庭へ出向き、家事・育児支援を行うものであり、この事業を活用しながらヤングケアラーの負担軽減を図るとともに、ヤングケアラー本人やその家族に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

併せて、今後の事業の展開によっては必要な予算を講じさせていただきたいと考えています。支援が必要な子どもと家庭に、実態とニーズに即した支援を確実にを行うため、別府市独自の実態調査も必要だと考えております。教育部と協力し、調査方法等を検討してまいりたいと考えています。

○21番（堀本博行君） しっかり答弁頂きました。そういったような答弁のとおり、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

実は、ここに一つの新聞記事があります。これは県の教育会議の記事であります。広瀬知事を中心に教育長、それから教育委員の皆さん方が協議をしている写真も出ておりますが、その中で、いわゆる相談窓口の設置が4月に大きな見出しで、4月に開設、窓口相談ゼロというふうなことがありました。こういう記事が、ヤングケアラーの記事があります。これを見ても、御案内のとおりであります。やっぱりそういう子どもたちは、声を上げにくいということなのですね。実際自分たちがヤングケアラーというふうな自覚のある子どもというのは、相当、数で言えば低い数字であります。

そういった中で、どういうふうに手を差し伸べていくのかというようなことが一番問題になってくるわけでありまして。そういった中で、いわゆる窓口を開設して、ここも先ほど

申しました申請制度の限界という言い方して大変恐縮であります、そういうような気もしてくるわけであり、さっき御答弁にありました、いわゆる横断的に教育委員会と一緒にやっていくというふうなことが大事になってまいります。支援が必要な子どもと、先ほどいい答弁していただきました、実態とニーズに即した支援というふうな言い方をしておりましたが、本当にそういうふうに思います。そのような形でぜひやっていただきたいと、こういうふうに思います。

先ほども言いましたけれども、幼い頃からそういうふうな状態に置かれた子どももたくさん、たくさんはいないと思いますが、かなりの数がいるように思いますし、学校で助けを求められるような体制というか、そういう意味では先ほど申しました学校での対応、担任のいわゆる子どもたちを思う思いというか、そういったふうな、遅刻してきた、遅れてきた、欠席した、何で遅刻するのかばかやろうと怒るのではなくて、しっかりその背景を見るといいですか、そういうふうな感性というか、そういったものが大事になってくるのではないかと思います。

決してヤングケアラーそのものの行為といいですか、そういったものについては、私は尊いものだというふうに思っています。しかしながら、そのことが原因で自分の将来だとか、そういったものが、いわゆる夢がなくなるとか、そういったふうなことになることは、子どもたちは本当にかわいそうだというふうにも思っておりますし、そういう子どもが夢を持って頑張れるようなそういう体制をね、ぜひ作っていただきたいというふうに思います。

先ほど申しました、窓口を作りました、体制を作りました、これは国、県の段階ではそこまでなのでしょう。しかしながら、いわゆる公的な任の確定といいですか、そういったものについては、大変ですが自治体の仕事になるのだろうというふうに思っております。そういった意味では、ぜひそういう学校現場のさらなる対応を、ぜひお願いをしたいと思っております。

2022年、23年、24年、この3年間はヤングケアラーに対する、国も対策強化の3年間というふうな位置づけをしているようであり、ぜひともそういうような方向でお願いを申し上げたいというふうに思います。

ちょっと角度違います、変わりますが、県内で一部年度初めなど家庭訪問、これを取りやめたという記事がございました。これを見て、私この背景にあるのは教員の負担軽減というようなことなのでしょうけれども、この負担軽減についてももちろん賛成であります、そっちに行ったかという思いがありました。家庭訪問をやめるという、そっちに行くのはちょっと違うのではないかなというように個人的に思いました、この記事を見て。特に家庭の実情に合わせた、いわゆる子どもの指導といいですか、そういったものについて、家庭の状況、背景、そういったものをしっかりと把握をする、やっぱり家に行く、そこである家庭環境、いわゆる雰囲気だとか親だとか、家庭環境だとか、いわゆる空気ですね、その家庭の空気といいですか、そういったものが分からずに子どもの指導とかね、特に中学生なんかの場合は、進路指導とかいうふうなことはできないのだろうというふうに思っています。そういった意味では、ぜひ学校現場、教育長ね、ぜひその辺の角度もしっかり押さえながら、これからもしっかり私も見守っていきたいと言うように思っておりますし、横断的な対応を心からお願いして、8分残ってますが、以上で終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

- 14番(松川章三君) 令和元年の12月議会に一般質問をしまして、それから2年と6カ月質問していないので、ちょっと緊張ぎみなのですが、ひとつ頑張って質問やりますのでどうかよろしくお願いたします。

それでは、ちょっとまず気になっていた農林水産課が行う事業のことについて伺いをいたします。

令和4年度の当初予算で、市有地の植林が議案に上がっていましたが、この植林をする正確な場所と範囲、そしてそれはいつ頃植林するのか、または終わったのかについて伺いたしたいと思います。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

令和4年度に植林を行う場所につきましては、別府市大字鶴見字畝原 1331-1 でございます。扇山北側に位置します鍋山の東斜面、市道明礬鍋山線上部の草原の植林を行いました。

鍋山全体の草原は約 15 ヘクタールであり、今回の植林についてはそのうちの 5 ヘクタールでございます。

○14 番（松川章三君） 植林って言ってね、私も田舎で山に相当、杉やヒノキ、クヌギなどを植えました。大変なことなのですけどね、だけど山に木を植えるっていうことはいろんな面、ある面でメリットがあります。本当にいいことだと思っております。

それでは、植林を行うその目的について伺いたしたいと思います。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

植林の目的につきましては、水源の涵養及び林地崩壊防止等の森林が持つ公益的機能の向上を図ることが目的でございます。

○14 番（松川章三君） そうですね、言われるとおりに水源の涵養、これが植林することによってかなりありますね。

それとあと、林地崩壊防止、これは本当木がないとごろごろごろ落ちていきますのでね、これは本当にいいことだと思えますよ。本当にいいことしてるなと思っております。

また、広域的機能としては、植林をすることによって土砂災害の防止をすることができるわけですね。それは保水機能があるので、即流れていかないということになります。これが最大の効果だと私は思っております。

今植林をされた鍋山ですね、あそこに、あの山に登ったことのある人なら多分分かると思うのですが、まずは山肌がカヤ、カヤというのですかね、あれに覆われてまして、水分はほとんどありません、乾燥しております。そして南側急斜面にある防火帯って、今火が火事的时候に燃え移らないようになっている防火帯があります。その防火帯にいたっては、もう本当山肌に大きな石がごろごろとしています。だから私、あそこを野焼き大分やっているのですが、そのときに自分より下方に人がおる場合、上で移動することができないぐらい危ないのです。小さなほんの、この拳ぐらいの石でも、落ちたときにはその人にもし仮に当たったら、もう本当亡くなるぐらいの、そのぐらいの威力あります。だからもう本当、野焼きのときにはですね、注意をして、下に人がいないように、いないか注意しながら点火をしていたという、今まで、去年まで、今年もやりました。今年までそれやっていたのです。本当に大変な山だなどと思ってましたが、そのような山に植林をしていただいたということで、これはその辺のことについては解決していくのだろうなと思っております。

それでは、その山に植える種類ですね、木の種類、樹木の種類、樹木を何本増えるのか、また種類、そして植林後の景観について伺いたしたいと思います。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

樹木の種類につきましては、今回落葉広葉樹 5,000 本でございます。

内訳といたしましては、ヤマザクラ 1,500 本、ヤマモミジ 1,000 本、イロハモミジ 1,800 本、ウリハダカエデ 300 本、カツラ 400 本でございます。事業費は 1,427 万 5,800 円でございます。

景観につきましては、森林として機能するにはかなりの年数が必要であります、成長

いたしますと美しい景観になると考えております。

- 14番（松川章三君） そうですね、今度5,000本植えられますが、この5,000本は全て紅葉落葉樹ということでございますので、春や秋には花や紅葉で色づいた山が美しく見られるのではないかなと、見られることを期待しております。

がしかし、それは順調に植林した部分が成木になったときの話ですね。成木になるまでには、あそこは山肌が痩せていますので、長年木がなかったのに痩せていますので、早いものでやっぱり7、8年、遅いものでは20年か25年かかるのではないかと私は思っております。そして、多分成木になったときの木の種類にもよりますが、樹高は5メートルから20メートル近くの木が生えそろって、見た目観光林としても非常にいいものができるのではないかなと思っております。

ですがその間に、幼木のときに鹿の食害やイノシシの根掘りといいますかね、等の被害に遭うだろうし、また下刈りをしなければ樹木が草に負けてしまいます。そのような手入れが必要になると思いますが、その辺の管理についてはどうなっているのか、お伺いをいたします。

- 農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

植林の対策や管理につきましては、今回植林時に鹿の食害を防止するために保護ネットを設置しております。

また、今後につきましては下刈り等を行い、樹木の育成に努めてまいりたいと考えております。

- 14番（松川章三君） 保護ネットを設置してということでございますので、苗木が守られるのだろうと思いますが、それは苗木一本一本に措置してあるなら多分、苗木は守られると思いますが、もし全体を囲うネットであるならば、それは遠からず突破されていくと思いますよ。というのは、今植えたところの隣にある山のほう、あそこ何年前か、もう十何年前ですよ、植林しましたよね。しかしあそこはもうネットが破れてしまって、鹿がもう木肌を食べてしまって、かなり歯抜けになっています。だからそういうことで、やっぱり管理というのは非常に難しくなると思います。野生動物の持つ能力というのは、また生命力というのは、人間が考えているほどのことをはるかに超えるものがありますのでね。十分注意していただきたいと思っております。

それでは、この植林部分は今度は山側の5ヘクタールだけだということですが、残りの草原部分、畝原草原と我々は言っているのですが、残りの草原部分の10ヘクタールを植林しなかったのはなぜなのか、伺います。

- 農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

今回植林しました草原につきましては、急傾斜の岩石地であり、裾野に市道も通っています。大分県の指導もあり、林地崩壊防止の観点から東斜面のみの植林を行ったものでございます。

- 14番（松川章三君） これは大分県の指導ということでね、植林したということです。できれば別府市が本当に早く気づいていただければよかったなとは思っております。

それでも、理由はどうであっても、そこに植林するということは、そこが水源涵養林として育っていくのであれば、私はそれはよかったことだと思っておりますので、植林することに対しては本当に農林水産課をほめておきたいと思っております。よかったと思っております。

では、草原部分について、10ヘクタールの広さがありますが、この全てを水源涵養林にすれば、保水能力がかなり高くなると思います。豪雨のときなど、土砂災害を未然に防ぐこともできます。この草原部分も水源涵養と景観、そして土砂災害防止の観点から植林を進めて、そしてそこを水源涵養林とする、もしくは観光林としていったらどうなのかと

と思いますが、もちろん次の項目でもちょっとその辺は当たりますけど、今言った草原部分を水源涵養林にするための植林をしたらどうかということについて、その点についてどのように考えておられますか。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

今後の植林につきましては、別府市森林整備計画や森林経営計画等に基づいて実施していきたいと考えております。

○14番（松川章三君） それでは、今後草原部分をどのように管理して活用していくのか、基本方針があればお伺いをいたします。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

今回、宇畝原の東斜面のみの植林を実施いたしました。今後の管理の基本方針につきましては、別府市の森林整備計画や、森林経営計画、関係機関等との連携の中で、適正な管理等を実施していきたいと考えております。

○14番（松川章三君） 分かりました。別府市の森林整備計画や森林経営計画があって、それで適正に森林の整備を実施していきたいということですね。

私は多分、インターネットとかそういう検索機能とかあまり使いこなしていないのか知りませんが、別府市のホームページで、別府市森林整備計画または森林経営計画と検索を大分しました。でも、なかなかその森林整備計画や森林経営計画にヒットしないのですよね。それを検索すると必ず出てくるのが、伐採及び伐採後の造林の届出制度や、森林法施行規則という制度や規則にたどり着きます。私が知りたいのはその計画のことであって、その計画のところにたどり着かないということがありまして、本当にインターネットを使いこなしてないなと思いますね。

それでちょっと林野庁のホームページを探してみたのです。林野庁のホームページによると、市町村森林整備計画は市町村が5年ごとに作成する10年を1期とする計画であり、適切な森林整備を推進する目的とするとあります。また、森林経営計画では森林所有者または森林の経営者は、森林の施業及び保護などの計画を作成するとなっておりますので、本市も多分作成していると思います。先ほど言ったみたいに、私はアナログ人間なのでそこに行き着きませんでしたので、できればそのことについて、また後日資料を請求したいと思います。

ですが、ちょっとその前に、では別府市ではなくてよその県内の他市町村を調べてみました。県内ではいろんな市町村がホームページで公表しております。近いところというか隣の由布市なんかは、もう数十ページにわたりその計画書が出ております。豊後大野市も計画書が出ています。ほか、県内のほとんど、ほとんどって言って、ちょっと出てないところも、見当たらないところもありましたが、計画書がインターネットにアップされているのです。別府市は計画書がインターネットにアップされていないので、多分私がさっき言ったみたいに、検索の仕方が下手なのかできないのだろうなどは思っておりますので、ぜひとも後日その森林整備計画書を、議長を通して資料の請求を行いたいと思いますので、そのときにはどうかよろしく部長、お願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

今度、別府市の涵養保全についてということでお伺いいたしますが、まず本市全体の温泉を取り巻く現状について、以前と比べてどのような状況になっているのか伺います。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

昨年、大分県が発表した平成30年から令和元年に調査した別府市温泉資源量調査の中で、別府市の現状として、温泉の温度低下や掘削深度の増加、噴気・沸騰泉の減少などが確認されているといった報告がなされております。

○14番（松川章三君） ということは、大分県は別府市の温泉が徐々に縮小しているという

ことを言っているのと同じなのかなと私は理解しておりますが、それでいいですね。いいのだらうと思います。

そこで、温泉課にまたお尋ねしますが、本市における温泉の元となる地下水涵養域をどのように把握しているのかお伺いをいたします。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

温泉の涵養域を示す、公表された正確なデータ等はございませんけれども、別府市温泉資源量調査における別府市温泉資源量調査に基づく流動経路図から見ますと、鶴見山、伽藍岳辺りから温泉の流動が始まり、その下流部にかけての地域が涵養域に該当するのではないかと推測いたしております。

○14番（松川章三君） 本市の生命線の温泉の源は、まさに鶴見岳から伽藍岳に至る山岳地帯、そして先ほどから述べている市有地の鍋山の一带の草原部分であると私は思っております。その中に雨水が地中にしみ込み、約50年近くかけて温泉となって、市民に恩恵を、温泉の恩恵を与えてくれているのだと思っております。

森林の持つ保水能力の高さは、浸透能という言葉で表されております。浸透能とは、1時間当たりに降水、雨水ですね、降水がどのくらい地下にしみ込んでいくかを数値で表したものです。それによると、裸地、これは表面が土であるところ、の場合が1時間に79ミリですね、そして草地、これは草地です、では1時間に128ミリ浸透します。森林におきましては1時間に258ミリしみ込んでいくわけなのです。その比率は1対1.6対3.3となっております、森林は裸地の1に対して実に3.3倍のスピードで浸透していくということになっております。森林では、樹木の根と土の間をつないだ隙間を、土の間の隙間を通して雨水がしみ込んでいくわけなのですよね。だから、樹木が多ければ多いほど保水能力は高くなっていくわけです。これは、林野庁の水源涵養機能というところで説明されております。このような絵もありまして、素晴らしいものがありますよ。

このことから、畝原の草原を含むこの地域全体を一体的に保護して、別府市の水源涵養林にしていくことが必要ではないかと、私はこのように思っているわけなのです。その点につきましてはどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

森林土壌は透水性や保水性に優れていて、一時的に雨水を森林に蓄えたり、また蓄えた雨水をゆっくり河川に流出することができます。このように保水機能のある森林は地下水を作りやすく、また樹木の根により土砂を抑え、災害の抑制にもつながります。したがって、森林は水源の涵養域に大きな役割を担っていると考えております。

○14番（松川章三君） そうですね、森林は水源の涵養域に大きな役割を担っていると考えてるということで、市も森林の重要性を理解されているものだと思って安心しております。安心しておりますというより、安心しました。

他の自治体では、民有林を買収して保安林として水源涵養林を守っているところもあります。この保安林というのは、実は市町村の単位ではなくて、県が守る、県の管轄でありますので、これを県がやらなければいけないところですけどね、そういうふうに県が相当保安林を守っているところあります。

この温泉の供給元と思われる地域を、今言ったみたいに県の保安林に指定してもらおうか、また本市独自で保護林として水源涵養林にしていくことはできないのでしょうか。と考えますが、その点につきましてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

森林の整備につきましては、別府市森林整備計画等に基づいて市有林の整備を毎年実施しており、今後も適正に維持保全に努めていきたいと考えております。

○14番（松川章三君） また森林整備計画というのが出ましたので、ちょっとこれは本当行



き着かなかったので、このことがどういうことを言っているのか、ちょっと今のところまだ把握できておりません。私の質問の趣旨は、別府温泉の源である山岳地帯を、また市の所有、市有地の部分を保安林として守っていったらどうですかと、もしくは保安、保護林ですね、として守っていったらどうですかということですね。もちろん保安林の認可権は先ほど言いましたように大分県にありますので、別府市独自でも守るべき森林として保護していくことも可能ではないかと思っているわけでございます。

それでは、本市全体の森林及び民有林の現状と今後の対応についてお伺いをいたしたいと思えます。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

別府市の森林整備、民用も含めまして整備につきましては毎年度実施しております計画に基づいて実施をしておりますが、今後も適正に維持保全に努めていきたいと考えております。

一方、民有林は高齢化、担い手不足等により整備されてない場所もございますので、情報収集や調査を実施し、未整備な森林の整備促進を図っていき、今後も市全体の森林の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

○14番（松川章三君） そうですね、市有林の整備を毎年実施しておるということで、適正に維持管理、保全に努めていきたいと考えているということで、別府市の場合はそう、いいでしょうね。

民有林というか、国の言う民有林というのは別府市市有、公有地も全部入っているのですよね。民有、私有林と市町村が持つ公有林も全て含めて民有林と、国では言っているみたいですが、ただこの中の民有林、要は別府市で言う民有林は、確かにそのとおりで、高齢化と担い手不足等によって森林がどんどん荒れていっています。枝打ちその他、または間伐等もできていないので、そういうのがまた根の強さがなくなって行って、洪水なんかになってくるということなのです。それでそれが土砂災害のときに、そういう樹木が一緒に流れてきて、川に流れてきたときに橋とか建物とかいろんな物に引っかかって、災害がね、大きな災害を起こすことになってくるわけなのですよね。だから県なんかはそこに、そういうことのないように砂防ダムを作ったりをしていただいておりますが、ただ県が砂防ダムを作るにしてもしないにしても、まずその原因となる雨水ですね、降水、これをいかに流れるのを少しでも止めるかと。それはやっぱり森林が持つ、森林の持つ貯留機能、貯留ですね、ダムと同じためる機能、それをやっぱりやっていかなければ、それは解決できないのではないかと思います。そしてそのこと、その貯留機能をすることによって、別府市の命の源である温泉に還元されてくるのだと思っております。水源涵養域は、そのように涵養域を市が率先して守っていただきたいと、そのように考えておるわけでございます。

森林整備計画というのを先ほど議長を通して請求いたしますので、その計画に沿ってやるということですので、その計画を見せていただきたいと思いますと思っております。

先ほど言いましたが、水源涵養、別府市の温泉の命であるその水をいかにして、今から50年後までに作っていくかと、それは50年たちますので今から作って行って50年後にやっとそれが目の目を見ることとなりますので、どうかその辺に着目して行って、市の計画を立てていただきたいと、そのように私は常に思うところでございます。お願いしたいところでもございます。

ということでこの質問はこれで終了いたしまして、次の質問に移りたいと思えます。

次の質問については、高熱温泉供給（鉄輪―大石―上人線）事業についてということになります。

この温泉につきましては、誰もがうやまう別府市の共同浴場、その中でも鉄輪地域は日

本全国で有名でございます。最近ではコロナも少々収まったのか、鉄輪のまちを観光客がぞろぞろ歩いています。浴衣を着た観光客が歩いています。私の家の前にある有名な冷麺屋さんがあるのです。そこにも来るのですよね。それでもう、こんなにあれかなと、見たいのかなと。それで、鉄輪がいいのかなと思っております。この前、昨日ですかね、テレビで放送されておりましたが、何か有名な、有名か有名ではないか分かりませんが、タレントが、俳優ですか、来まして、別府の温泉と湯布院の温泉と豊後大野市のサウナを特集していました。観光客はみんな、あそこの生目通り、みゆき坂とか、あの辺から私の前のところの、私の前のところの通りとかね、の中から、側溝から湯気が入ってくる、その湯気が珍しいのでしょうか。写真をパチパチパチパチ撮って、私にとってはいつも毎日のことですが、写真を撮るのですよ。そのくらいに観光客も戻りつつあります。

ですが、鉄輪地区に、それは温泉が流れてるからそこを、温泉が使ったものが排出されているやつが流れているのですけれども、鉄輪地区には共同温泉がたくさんあって、その高熱温泉を給湯しているわけですよね。その給湯している鉄輪一大石一上人線について、泉源の場所と所有者についてお伺いしたいと思います。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

高熱温泉供給の契約でございますけれども、泉源の場所として別府市大字鉄輪字風呂本321番地の鉱泉地から温泉の供給を受けております。

また、所有者は市内の泉源を所有する事業者でございます。

○14番（松川章三君） 給湯に当たり、業者との契約内容については契約期間が1年から5年に変更になっておりましたよね。その変更になった理由と、これはたしか随意契約になっていると思います。その理由についてお伺いをいたします。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

契約年数につきましては、相手方との契約条件の協議を行い合意したものでございます。市としましては、それまで契約期間が1年だったものが5年となり、市民生活へ安定的な温泉供給ができたものと考えております。

また、当該契約については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結しております。

温泉供給に関する契約理由につきましては、以前から当該泉源から給湯を受けていたこと、供給側の供給量と、受給者側の必要とする受給量の合意、また温泉供給を受けるためのハード面での状況などもろもろの条件面での合致が必要となりますので、泉源を所有者との随意契約となっております。

なお、前契約者とも同じように随意契約にて契約を締結いたしております。

○14番（松川章三君） 資料を頂きました。それを見ますと、前契約者の場合は鉄輪一大石一上人線、これは量にしましては1日550リットルと、それとこれ前回契約した場合ですよ、1日550リットルと、別に鉄輪北中線というのがありまして、これが144キロリットルの、2路線合わせて1年契約でありました。これ、金額は言わないほうがいいのか言ったほうがいいのか、頂いたので言ってもいいのかなと思いますが、かなりの金額を契約していますね。現契約者の場合は、鉄輪一大石一上人線、これが1日550リットルだけの契約で、これは5年契約になっております。これを5年で割って1年に換算しますと、前契約者とはほぼ同じ金額になります。ですが、これには鉄輪北中線の144キロリットルがない分、実は値上げと同じ状態になっているのではないかなと、私は思っております。思ってるというより、実質値上げなのですよね。144キロリットルが別になくて、鉄輪一大石一上人線だけで同じ金額で契約してるっていうことですよ、同じ、値上げだと思います。

ちなみに鉄輪北中線は、前契約者と別に契約をしておりますので、やはりそれは値上げなのだ、その部分についても別に金を払っているということになります。それが悪いとは

言いませんよ、でもね、そういうふうなことが事実であるということです。鉄輪北中線には支障が出ていないので、それはいいこと、いいのだらうと思います。

では、では契約期間中に万一給湯ができなくなったときの対応についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

当該契約におきまして、自然災害やそのほか不可抗力によって十分な温泉供給また需給ができなくなった場合は、また天災地変、事故などの理由により供給に支障が生じた場合においては、書面での報告や双方協議による契約解除の規定、損害賠償の規定を設けておりますので、契約書の規定に基づき対応することになると考えております。

また、現在の泉源からの給湯において不測の事態に至った場合については、他の泉源からの受給等可能な対処方法を模索しながら対応することになると考えております。

○14番（松川章三君） 契約書に書いている、不可抗力で事態が起きた場合のいろんなことについては契約書どおり対処すればいいのだと思いますが、現在の泉源からの給湯において不測の事態に至った場合については、他の泉源からの受給と可能な対処方法を模索しながら対応すると考えていますということなので、ここがね、ここが問題なのですよね。現実に今の民間の泉源以外にあの湯量を賄えるところはないと思います、あのラインで、ないと思いますよ。本市の給湯事業はそういうところから言いますと、自前の泉源がない他力本願的な事業を今続けているということになります。おんせん県おおいたの中の別府温泉、その中でも代表的な鉄輪温泉の公共温泉に入浴することができなくなったと考えてみてください。もうぞっとしますよ。鉄輪が温泉が出なくなったなんて、温泉に入りてきた観光客が入れなくなったとなったら、本当ぞっとしますよ。もうこれで別府、鉄輪終わりになりますね。大分県、ではなくてすみません、別府市全体の温泉を取り巻く状況が以前と比べて非常に厳しい状況が見られる中、鉄輪―大石―上人線の供給不足、枯渇等に備えたバックアップ等の対応方法や計画があれば、考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

現在のところ、具体的な方策については明確なものはございませんが、様々な要因の中で起こり得た状況を把握しながら、安定した温泉供給に向け、取り組んできたいと考えております。

○14番（松川章三君） 今後の温泉事業供給を考えると、本市が別の民間泉源下の温泉を購入することや、本市が泉源そのものを取得して、独自の泉源を所有することが、危機のときに温泉が出ないということを回避することだと、回避することができるのだと思っております。

観光地としての別府市並びに市民生活に根づいた温泉を絶やすことなく、安定した供給を継続させていくことが将来的に必要だと考えていますが、その点についてどのように考えていますか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

温泉の安定供給のための体制構築は重要なものと認識しております。

市全体の温泉供給につきましては、泉源や給湯の確保と併せて、泉源整備や接続する温泉管などの維持管理面を考慮することも必要となります。限りある資源とその資源を有効活用することは以前からの課題でもありますので、整備運営体制なども含め、将来を見据えた中で、持続可能な温泉資源の継続した安定供給に向け、様々な可能性と方法を考慮すべく、内部で協議検討を始めているところでございます。

○14番（松川章三君） そうですね、これは早急に代替措置ができるように考えていただきたいと思います。

それから先ほど言っていたけど、泉源設備や接続に温泉管の維持管理面も考慮しますということなのですが、もし仮にこれ、もし仮に別府市が自前の泉源を持てば、今まで支払っているその金額そのものは支払わなくてよくなりますのでね、それを維持管理に回すとか、いろいろ。

それより何より、別府市が温泉給湯業務をやっている限りは、金がかかるのはもう間違いない、別府市がやっているのですから。それを維持することは別府市の役目だと思っていただきたい、幾ら金がかかろうと、それはしなければ。もし仮にしないのであるならば、温泉給湯業務をやめるべきです。でもそんなことはこの別府市において、鉄輪において絶対できないことですね。ということは、これを守る、自前の泉源を持つ、そしてそれを危機のときにちゃんと使えるようにしておくことが必要だと思っています。そのようにやっていただきたいと、考えております。

別府の温泉は、今まで地域の人たちは、何でも掘れば必ず出てくると思っていたのが、最近ここに来てやっと、別府の温泉は有限の資源であることに気がついたのです。もう皆さんのところで止まっているところたくさんありますから。そのことにつきましてね、やはり頑張っていたきたい、市のほうで頑張っていたきたい。

それと、言い忘れましたが、鉄輪地域には休眠中の泉源がたくさんありますよ、休眠中の泉源。この泉源をできることなら市が買い取ってでも、バックアップ体制に持っておくということも必要だと思います。もう本当に、1社に独占されていたものは、もう首根っこつかまれているのと一緒にですから、もうそこが、もう別府市に出しませんよって言ったからそれで終わりなのですよ、別府市。やっぱり、業務をする限りは別府市そのものが温泉の泉源を持って、そして自分たちがいつも管理しておく、このことが必要だと思っていますので、その辺につきまして当局は考えて政策を進めていっていただきたいと、そのように思っております。

以上、これでここは終わります、あと15分あります。ちょっと。

では、次の質問に移りたいと思います。

住民票の振り仮名表記についてということでございます。

これは最近テレビや新聞紙上で、キラキラネームという言葉をよく耳にします。このキラキラネームは皆さんもよく御存じとは思いますが、簡単に言えば片仮名に漢字を当てはめたような当て字の名前のことです。このような名前は昔は珍名、奇名、難読名と呼ばれて、変わった名前と呼ばれていたわけですね。それが1990年代半ば以降から増加してきて、2000年代にはこれはDQNネームと呼ばれているようになると、DQNって何だろうと思ってたら、これドキュンというのだそうですね。本当にやっぱり、ネットに弱いところがここでも出ますね。そのドキュンネームと言われている、呼ばれるようになったらしいです、2000年代。2010年代以降になりまして、マスコミにより、ドキュンはちょっと不良っぽいので、何ていうかキラキラネームという造語を作って、今に至っているそうでございます。

まずはテレビや新聞で紹介されていたキラキラネームですね、これの紹介をしたいと思っております。それはまず、読みとして認められる可能性のある名前の読み方、仮名ということで例を紹介しますと、大空と書いてスカイ、これは認められるのではないかとということです。それと、光と書いて、光、光ですね、この光と宇宙の宙と書いて、これはね、ピカチュウ、この2例の読み仮名は認められる可能性があるそうですよ。ピカチュウなんか本当に認められるのだろうかと思うのですけどね。それとあと、太郎と書いてアトム、高いと書いてヒクシ、これはちょっと不可能だろうということでございます。

いろんな言葉、いろんなあれがありまして、漫画やアニメ、今さっき言ったみたいな漫画やアニメのキャラクター、人物に由来する名前でも、例えば姫星と書いてキティ、でね、

今と鹿と書いてナウシカとかね、食べ物の、動物ブランドに由来するものではね、愛の心と書いてアイス、火星と書いてマーズ、こういうのがある。親の壮大な、子どもに対する夢が込められた名前もあるそうですね。これがね、叶う夢と書いてトム、皇帝と書いてシーザー、大きな夢ですよ。横文字や海外で通用する名前では、ナイト、騎士ですね、騎士と書いてナイト、あと南に椎の木の椎と書いてナンシー、そういう名前がたくさんあります。

まだまだたくさんあるのですが、これはほんの一例でございますので、ちなみにこのような名前をつけられたことにより、子どもが社会生活上笑われたりいじめられたり、就職活動の際に不利な扱いを受けるなどの事実がデメリットとして指摘されております。その一方、インパクトが大きいからすぐに覚えてもらえる、コミュニケーションが取れやすい、周りに同じ名前がない、人がいない等のメリットも指摘されておるといことでございます。

このように、難解な読み方をするキラキラネームはほとんどの人が読めないと思うのですが、なぜかその読めない名前が住民票には読み仮名が表記されていないようであります。まず確認ですが、本市の住民票には振り仮名は記載されておりますか、伺います。

○市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

振り仮名は記載されておられません。

○14番（松川章三君） 出生届書には、氏名の読み方を記入するようになっております。それなので読み方は完全に把握できているのではないかなど思っているのですが、読み方が分かっていたら住民票に振り仮名表記欄を設ければ簡単にできるのではないのかと、そのように思っております。振り仮名表記はないということは、何か特別な理由があつてできないのかお伺いいたします。

○市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

住民基本台帳法第7条、住民票の記載事項に定められています氏名、生年月日、住所、住民となった日やそれを届け出した日、従前の住所や希望により世帯主の氏名、続柄、個人番号や住民票コードなどの記載となっており、氏名の振り仮名については定めがないため表記をしていません。

○14番（松川章三君） 住民基本台帳法に氏名の振り仮名については定めがないため記載していないということですが、難解な読み方をする名前が増加している現在におきましては、住民票を必要とする企業や団体、そして特に困っているのは学校法人だそうですね。学校法人はそのことが物すごく困っていると思います。そのことにつきまして、法務省の見解はどのようになっているか、お伺いいたします。

○市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

現在、戸籍法において氏名の戸籍への記載は漢字のみとなっており、読み仮名についての規定はございません。漢字表記のみのため、渡辺や斉藤などの特に多くの種類が使われている名字等ございます。よって、漢字氏名による戸籍システム検索は不向きとなっております。

行政手続のデジタル化のため、法務省の法制審議会は、戸籍に読み仮名を記載する法改正に向け本年度に中間試案をまとめ、パブリックコメントを行うこととしております。内容としましては、戸籍に読み仮名を記載した場合、漢字と読み仮名の関連性をどこまで求めるかについてなど、今年度中には答申を出す予定としております。

○14番（松川章三君） 法務省の法制審議会は、戸籍の読み仮名を記載する法改正に向けて今年度中にパブリックコメントを行い答申を出す予定ということですが、本市の今後の対応につきましてはどうなっているのか、お伺いをいたします。

○市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

令和2年12月に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画において、令和6年からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、戸籍における氏名の読み仮名の法制化を図ることとされております。

また、令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律で、行政手続において、氏名を読み仮名で表記したものを利用して個人を識別できるようにするため、これを戸籍の記載事項とすることを含め、具体的な方策について必要な措置を講ずることとされました。これにより、漢字本来と異なる読み方、いわゆるキラキラネームや、行政手続のデジタル化に対応することが可能となるため、本市においても戸籍法の改正に併せ対応していきたいと考えております。

○14番（松川章三君） 戸籍法の改正に併せて対応していきたいということですが、できればもっと早くできればいいのではないかなと思っております。

実は、別府市のお隣の日出町、この日出町では、令和2年11月にシステムの入替えをしたのです。システム入替えと同時に、住民票に対しての振り仮名表示が行われているわけなのです、もう2年前から。それで、関係各位には本当に喜ばれたそうですよ。別府市の住民票が届く、また日出町の住民票が届く、そういうふうな企業、学校法人においては、日出町ですらすらすらといくのだけど、別府市の場合は1つずつ確認をしていかなきゃいけないと。物すごく困っているそうです。

これが日出町から頂いた、私が質問した資料なのですが、これにはいろいろ書いています。だけどそれによって、問題も少しはあるそうです。その問題は都度解決しているということですので、別府市もやっぱり、日出町ができていることを別府市ができないってことはあり得ませんので、あり得ませんというのは日出町に悪いな、あり得ないと思うので、頑張ってくださいたいと思っております。

その住民票も、本当に、親が簡単にこうこうですよということですすぐ出てくればいいが、企業とかそういうような学校法人になりますと、仕事にやるもので親が連絡取れないそうです、親に。だからそういうことが困るので、ぜひ進めてくれということで関係各所からありますので、その辺をぜひともね、早急にまた法務省の改正に併せてやる前に、もう準備だけでもいいからしておいていただきたい、そのように思いますのでどうかよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○25番（首藤 正君） 大分県も11日、やっと平年の7日遅れで梅雨に入りました。梅雨に入ると心配なのは、線状降水帯という気象庁でもなかなか把握が難しい状態ですけれども、これらの水の災害がないように願っておきたいと思っております。

時は早いもので、この6月で令和4年の前半が終了いたします。また、市長を初め私ら議員も任期が残すところあと10カ月となってまいりました。時の早さに、ちょっと私自身も驚いておりますけれども、今年も自治委員の改正期でもありまして、3月から各地域、各町内等で会が持たれてまいりました。自治委員の改選が終わりますと、続いて各町内の総会、各団体の総会等が大体5月で終了いたしまして、6月に至っております。私どもの地域で、私も数多くの総会等に参加させていただきましたけれども、その中で総会が終わって、必ず議題でやることは、市長、あなたのことです。

市長は市長就任時代、市民はみんな若い市長ができたなど、この若い市長で別府は大丈夫だろうかなど、正直に思ったと述べております。そしてこの約8年が迎えられました。

振り返ってみると、若い市長だけでも他の市町村に負けない立派な市長であったと。

そして、昨今ではコロナの対策、コロナに係る経済対策、それから観光経済、その他も非常によくやって、別府市にとっては失政のない発展を迎えてきたと。そして、いよいよ残り10カ月になった時点で、果たして市長は現在までの市政に対してどのように思っているのだろうか。いろいろ苦しいこともあっただろうし、またうれしいこともあっただろうけども、市長として自己評価をこの時点ですべていただいて、別府市が掲げている課題等について述べていただければありがたいと、このように思います。これは私の意見ではなく市民の意見でありますので、この議場で市長として思いを語っていただければありがたいと思います。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

私、今7年と少しが経過をいたしましたし、自分自身で7年を振り返ってみますと、私がやりたいことというのは公約にも掲げさせていただきましたし、それが総合戦略や様々な計画に反映をされたわけではありますが、そういった全ての施策を進めていこうとする中で一番大切なのは、やはり私がやりたいと言ったからできるわけではございませんで、当然職員や本当に関係各位の皆さん方がそのことをよく理解をさせていただいて、一緒にその施策を進めていただいた、あるいは本当に地域の皆さん、首藤議員や議員各位、また首藤議員の御地元でもある浜脇地域の皆さんや市民の皆さん方が、これを一緒に進めていこうと、別府を一つにしていこうという大きな気持ちで、今首藤議員さんからそういった御評価を頂けるのであれば、そういったことが大きな力になった、別府市民全体の大きな勝利といえますか、大きな前進ではなかったかなというふうに思います。

先輩の市長さんたちに、自分のやりたいことは大体何年ぐらいでできますかと、市長就任のときにお尋ねすると、やっぱりそれは10年かなというお言葉を頂いて、いや、もっと早くできるだろうと自分では正直思っていました、やはりやっぱり、十年一昔という言葉もあります、10年というのが一つの大きな区切りなのかなというふうに思っています。やはり、コロナで2年間ほぼやりたいことができない状況がありましたので、それを加味しますとやっぱり10年、10年かからないとなかなか自分の理想とするものが形として現れてこないのかなという実感がございます。公約で言うと45あって、そのほとんどが実施済みもしくは進行中ということでございますので、大概のことは着手ができたのかなというふうに思っておりますけれども、まだまだ形が目に見えていないもの、課題や問題ありますので、今はそのことにしっかりと、目の前にできることを職員とともに、また市民の皆さんとともに、日々努力をしながら市民の皆様とのお約束を実現できるように、一步一步こつこつと自分にできることを、目の前のことを実現をしていきたいというふうに思っているところでございます。

どうぞまた御指導賜りたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○25番（首藤 正君） まとめは最後に市長の考え方を聞きたいと思っておりますけれども、市長が就任して現在まで、今市長の発言ありましたけれども、やりたいこともできないこともある、またこれだけ実行できたのも、職員を初め市民の皆さん方の協力があったから。

そうしてみますと、大事なことは財政と、組織ではないかと私はこう思っています。これから市政の発展を図るためには、それをどのように今後やっていくのかということは重要な課題になってくるかと思っております。

そこでお聞きしますけれども、市長就任時、平成27年ですね、現在令和4年度、現在予算も執行中でありましてけれども、その中で基金、財政調整基金、これの市長がなったときと現在の額、それから基金は貯金ですからね、それから地方債、借金。これが市長が就任した当時と現在と幾らになっているか、その差額はどのようになっているか、その原因は何なのか、述べていただきたいと思っております。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

平成 27 年度末の財政調整基金の残高につきましては、88 億 600 万円であります。令和 4 年度末の現在高見込み額は 56 億 1,700 万円となり、財政調整基金は 31 億 8,900 万円減少しております。

基金の減少の要因といたしましては、この間に発生をいたしました熊本地震によります震災の復興費や扶助費の増加に伴い、財政調整といたしまして基金を取り崩したことが上げられます。また、地方債の残高では平成 27 年度末の地方債残高は 342 億 5,500 万円で、令和 4 年度末の残高見込みにつきましては 376 億 6,300 万円となり、地方債残高では 34 億 800 万円増加をしております。

増加の要因といたしましては、亀川住宅建替え事業や別府西中学校建設などの大型事業実施が上げられます。

なお、令和 2 年度におけます財政調整基金残高を市民 1 人当たりの残高で表しますと、別府市が 5 万 8,164 円で県下 14 市の平均が 4 万 8,707 円、類似団体につきましては 3 万 1,924 円でありまして、本市の基金残高につきましては県下 14 市の平均、類似団体平均を大きく上回っているのが現状でございます。

また、公債費を財政規模に対する割合で表す実質公債費比率では、別府市が 2.8%で県下 14 市平均が 5.7%、類似団体平均が 4.2%であり、県下、類似団体と比較すると低い水準にあることがうかがえます。

○ 25 番（首藤 正君） 他市町村、類似団体と比べると別府市の財政は健全であるという課長の答弁でありますけれども、実際に市長就任時から今日まで、財政調整基金、これは市の預金に当たります、貯金ですね。これは約 32 億円減りました。逆に地方債、借金ですね、これは約 35 億円増えました。

これを見ますと、どうも借金が増えて預金が、あなた方が言っている 50 億円を確保したいということがどうもここで現れてきていると思うのです。それで、今まであなた方がおっしゃっている標準財政規模の 20%、これが 50 億円になるのですけれども、この 50 億円を約束どおり残すために借金をして、借金の金をそちらにつき込んでるのではないかというような感じでおります。そういうことがあってはいけないと思うのです。当然、基金、預金の、皆さん方が目標にしている 50 億円、これは今申し上げた、課長が言ったように、地震があったりとか災害があったりコロナがあったりと、これは使うのは当然でありますから、借金が増えるよりも、私は基金を使って減ったほうが普通の財政ではないかと、このように思っております。

それでね、今まで標準財政規模の 20%を基金としてためるとおっしゃってますけど、標準財政規模は本当に別府市は 250 億円なのか。私の試算では 260 億円を超すのですよね。だから、この 250 億円という基礎数字も考えて、そしてまた、標準財政規模の 20%、これは私は前の議会でも言いましたけど、これにこだわる必要があるのでしょうかね。大分県やほかの、他の市町村を見ましても大体 10%です。何かあったときの用意のために基金を増やしておく、持っているということは大事なことです。しかしそのため借金を増やすということになれば、これは逆効果ではないかと、このように思っております。その辺を私としては心配の種の一つでもあります。

財政については後でまたまとめて申し上げますけれども、そこで、市長就任時から今日まで債務負担行為、これがどのような動きを見せているかですね。この債務負担行為というのは、普通の会社で言う手形を切っているということです。別府市として手形を切って、お金払いますよという手形を切った額、市長就任時から現在、どのように変化しているかお知らせください。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。



債務負担行為におけます翌年度以降の支出予定額につきましては、平成27年度末が38億3,800万円で、令和4年度末では83億1,100万円となります。

- 25番(首藤 正君) これも就任時から比べると増えていますね、83億円も増えてる。現在、債務負担行為してある金額は83億1,000万円、これはね、もう払いますよっていう手形切っているのですから、言えば借金と一緒なのです。恐らく、今後この債務負担行為というこの金額が財政上大きな役割を果たしている、厳しさが増していくと思います。これについてね、やっぱり、今後の財政運営上の大きな課題になるということを考えておかなければならないと思うのです。

そこで、別府市の場合、ほかの自治体と違った歳入があるのです。これは競輪です。競輪からの繰入れです。これはほかの自治体ではありません。この競輪の繰入れ、市長になって今日まで幾ら別府市に、一般会計に繰入れされているのか。答弁してください。

- 財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

競輪からの事業収入につきまして、平成27年度から今年度、令和4年度までの合計の繰入金額につきましては約30億円となっております。

- 25番(首藤 正君) 市長、これ大きいですね、30億円はね。公営競輪場に携わった職員の方、大変だと思いますけど、敬意を表したいと思いますね。今後もぜひ頑張っていたきたい。

このことを考えますと、基金で32億円減りました、それから地方債、借金が34億円増えました、合計、プラスマイナス合わせて66億円になるのですけれども、そのほか競輪収入が30億円ありました、総合計しますと96億円ですね、この96億円というのは市長の1年で割りますと約12億円になるのですけれども、この96億円のお金を、財政課が上手に運用してきて使ってきた、そのために別府市の財政は非常に健全であったということが言えると思います。

しかし、その健全さが今後続くかどうかということに危惧しております。それで、企画戦略部長にお聞きしたいのですけど、今のこういう財政状況から見て、この状態が続けられる体制ではなくなってきたと言えると思います。今後の財政対策についてどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 企画戦略部長(安部政信君) お答えいたします。

総務省が通知しました平成17年の新地方行革指針、18年の地方行革指針では定数削減、固定費の圧縮といった抑制型の行革に視点が置かれ、この傾向から実際の財政運営については、歳出削減に重点が置かれ、中長期的な視点からの財源創出という意識が欠けていたのではないかとこのように感じております。

しかしながら、地方創生の契機となりました人口減少や地域経済の停滞といった構造的な課題、あるいはコロナ禍により顕在化した新たな課題解決には、こういった歳出削減に偏重することなく、時代の変化に沿って事業を大胆に見直しながら中長期の財源の創出を念頭に、将来に向けた投資を確実に行うなど、未来志向型の財政運営をしていく必要があるというふうに認識しております。

今後の持続可能な健全で安定した財政とは、市政における最大の目標であります市民の幸福を実現するため、真に必要なサービスの安定的な供給や、先送りすることなく未来への投資を可能とする財政基盤を確立し、自主的な運営をしていくことが重要だというふうに考えております。

そのため中長期を見据え、市税を根幹とする自主財源をしっかりと確保しながら、持続可能で安定した財政運営をしていきたいというふうに考えております。

- 25番(首藤 正君) 企画戦略部長の答弁頂きました。考え方、本当にしっかりしていると思います。私も賛同いたします。

最後に、今部長がおっしゃった、中長期を見据えて自主財源をしっかりと確保しながら持続可能な安定した財政運営をやっていきたいと、こう述べました。

そこでね、この自主財源の確保、このことについてはね、ずっと私は従来から申し上げてきております。特に新しい新税を含めて自主財源の確保はできないか、市民に迷惑のかからない税を考えられないかというように申し上げてきましたけど、これからね、これが大事になってくるとは思いますけど、今市の体制でどのようになっているのか、自主財源の確保についてどういう方向性でいっているのか、担当課長、お答え願いたいと思います。

○市民税課長（佐保博士君） お答えいたします。

市税の増収に関しましては、公正な税負担の観点の下、これまでと同様に適正な課税客体の把握に努めていきたいと考えております。

また、議員御承知のとおり、平成31年4月1日から施行されました入湯税の超過課税が令和6年3月31日でその期限を迎えるため、今年度はその超過課税の税率や期間について評価検討を行います。

さらに、新税導入の可能性につきましても協議を行っていく予定にしております。具体的には、庁内の部課長で組織する会議や外部有識者で組織する会議におきまして協議する計画であります。

○総務部長（末田信也君） お答えいたします。

新税の導入の可能性につきましては、これまでの市議会において、営利的に井戸を掘り地下水を採取する事業者に対する税などの御提案を頂きましたので、全国の状況や本市における税目の妥当性などを整理をしてきました。これらの税の制定までの過程におきまして議論すべき内容は、まず、税以外により適切な手段がないか十分検討し、徴収方法や課税を行う期間をどのようにするかなど、様々な議論を行い、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解や関係者の影響も調査する必要があるとございます。

条例案が可決された後には、総務大臣との協議も残されていることから、これらの課題を一つ一つ検討するためにも、先ほど御説明いたしました超過課税の税率や期間について、評価検討を行う会議の場で協議を行っていく予定としております。

○25番（首藤 正君） 入湯税の超過課税分は、令和6年の3月31日でもって期限が来る。これがまた検討しなきゃならない。これにあわせて新しい新税等があれば検討したいという答弁だったと思います。大体余り進歩していないと思いますね。執行部は、本当に自主財源の確保を図ろうという気があるのかなのかという気持ちになってまいります。

特にね、今財政の問題を申し上げましたけれども、私は2つ大きな問題があると。これは今部長も答弁したように、自主財源の確保、これがね、市全体を上げて本当に検討しなきゃならない。私は今まで申し上げた、新税についてね、地下水で、これは営業で使う地下水を税金を取ってもいいのではないかと。また、温泉熱を使う、温泉熱利用。これは温泉熱の利用税を取ってもいいのではないかと。そういうアイデアを出してきましたけれども、本当に検討しているかどうか疑問に思う。あのね、あなたたち性根を入れて、やっぱり自主財源の確保という大きな目標に向かって、もう本当に勇気を持って動き始めるときだと思えます。

特に、今財政の問題を申し上げましたけれども、問題点、やっぱり自主財源の確保、増進。これを執行部が本当に気合いを入れて頑張ること。

そしてもう一つ、債務負担行為が非常に大きい。これはこれからの財政の運営に大きな支障を来してくるような気がする。この2項目について、大きく考えながら、対策を早め立てていただきたい、このように思うわけであります。

財政については大体以上の考えになりますけれども、最初に申し上げました、私は、市長が本当に別府市の発展のためにすることは、この財政の問題と、組織の問題だと言いま

した。今日は組織の中でも、私は本当に大事だなと思う組織、これについて申し上げたいと思う。これは、上下水道局という組織であります。組織というのは、組織を成立させるための3つの要件があるのです。これはアメリカの経営学者、チェスター・バーナードが申し上げている言葉ですけど、3つあって、それ一つでも欠くと組織の不全が起こるといことです。まず思想の疎通、コミュニケーションですね。それから貢献の意欲、協働の意欲ですね。それから共通の目的、これは目標ですね。この3つ、これが一つ欠けても組織の体をなさない。先ほど市長が申し上げたように、職員の大きな協力があって行政を支えてきているのだと。

この組織について、さきの議会で水道局の局の在り方が大きく変わってきました。これは、平成27年1月に総務大臣の通達で、下水道の仕事を企業会計に持っていくべきだという通達が来ました。そしてそれを平成32年度までに、企業会計に移行するようという通達が出てまいりました。そして別府市も、いろいろ検討を重ねた。その結果、令和2年4月1日に上下水道局というのが設置されて2年たちました。この時期に、ほかの市町村も大きく検討した。上下水道企業局とつけたのは大分市からありましたね。大分市もけんけんがくがくの議論がなされたのですね。その結果、上下水道企業局というものを作った、立ち上げたのです。そして、別府市も同じように立ち上げた。それ以外の市町村は、企業管理者を置いたところはどこもない。ところが今回別府市は、企業管理者を廃止したから、なくなった。大分県で企業管理者があるのは大分市だけ、そしてなかなか企業局というのがない。あとは上下水道局やなしに、上下水道部とか上下水道課、これで組織をして運営されている。

この中で、52年続いた別府市の企業管理者制度はなくなった。この条例改正に執行部が申し上げていたのは、なぜ企業管理者をなくすのかということ、法律によって常時職員が200人以上いる、配水戸数が5万戸以上、この場合は必ず企業管理者を置かなければならない、それ以外のときは企業管理者を置かなくてもよいという法律がある、これに従って廃止しましたという答弁がなされた。

この問題については、本会議で2人の議員が議案質疑をやっておりますけれども、こういう答弁で条例の改正が行われました。しかし先ほど申し上げた、企業管理者が、こういった52年続いたこの企業管理者を廃止したということは大きな何かがある。本当の目的は何なのか、それをお答え願いたい。

そして、企業管理者を廃止したことによってのメリット・デメリット、これも併せてお答えください。

○上下水道局参事（山内佳久君） お答えいたします。

上下水道局は令和4年4月1日以降、市長を上下水道局の長とし、同時に市長事務部局の部長級に相当する局長と、部長参事に相当する局参事を設置いたしました。

その目的の1つ目は、効率的な事業計画の策定、実施でございます。具体的には、上下水道局と市長事務部局の部署に関わる共通課題の解決を迅速に行うことなどを考えております。

2つ目は、別府市という組織強化の、行政組織の強化・活性化です。職員の任命などの人事管理を市長が行うことで、上下水道局と市長事務部局、お互いの組織を強化・活性化することを考えております。

ほかには、危機管理体制の強化でございます。災害などの想定外の事態に対して、市長事務部局と一体となった効率的な対応を取ることを考えております。管理者が市長になることは、効率的な行政経営を行うことを踏まえた措置でありますので、今申し上げました目的が全てこの改正に伴うメリットだと考えております。

また、デメリットにつきましては今後検証を予定していますが、その中で市民の方に対

しデメリットと捉えられるようなことがないよう、職員一丸となって日々の業務に取り組んでいこうと考えております。

- 25 番（首藤 正君） 条例改正によって、今答弁がありましたように、やっぱり組織として大きなメリットが生まれていますね。ところがデメリットは出てこない、今後の検証を見ながら考える。ところがデメリットあるのですよね。今恐らく答弁ができないのではないかと思いますけれども、後で私は申し上げていきたいと思っておりますけれども。

さて、それでね、この条例改正によって、今回新しい組織を考えるべきではないかと私は思います。局を廃止して市長事務部局にする。これはこの統合をすることによって、組織力の強化、行政の統一性の確立。2 番目に働き方改革によって活性化が生まれる。3 番目、効率的な事業計画の策定ができる。4 番目、危機管理体制の強化ができる。5 番目、窓口の明確化で市民サービスができる。このような期待が生まれてくるわけですがけれども、当局として、特に市長としてこれを部として、市長事務部局と横並びにする必要があるのかないのか。今後またどうするのか、もし考えがあれば聞かせていただきたいと思っております。

- 上下水道局参事（山内佳久君） お答えいたします。

部という、が出ましたけれども、これから検討というか、まだ市民の方に対しましてはまだ上下水道局という名前が残っておりますので、当面の間は上下水道局という名前で行かせていただきたいなというふうに考えております。

- 25 番（首藤 正君） 当分の間は現状という答えを頂きました。

市長、企業管理者を置いているのは大分市だけ、後はない、そうですね。そしてね、別府市の特質なのですね。私はデメリットで言いましたけど、働き方改革、別府市の場合は組合が2つあるのです。市長事務部局と今までの上下水道局と。大分県で組合が2つあるのは別府市だけです。これはね、働き方改革に大きく影響する問題です。公営企業法の適用された企業は、労組法の適用を受けます。しかし、その前に公務員であるということが優先されるのです。だから、両組合ともいまだに労働契約書を交わすことはできません。できてない。そして、どちらの組合もユニオンショップかオープンショップかと聞かれると、どちらもオープンショップなのです。組合嫌な方は入らなくていい、そういう在り方だと。

だから、市長ね、これを一本化する必要があるけれども、市長は気をつけなきゃならない。市長が中に入って仲介や、いろいろなことを申し上げるとね、不当労働行為になる。その辺を注意しながら、私は働き方改革の一環として今回統一して、局の在り方も考えて、そして発展的にいい組織を確立すべきだと、このように思います。その点、意見として申し述べておきたいと思っております。

さて、市長ね、平成 27 年のあなたの選挙のときに、こういうパネルが出てきました。約束と書いてあるのです。そしてね、大きくはステップ 1 から 3 まで書いてあるのですね。ステップ 1、産業歴史伝統文化を徹底的に磨く。ステップ 2、もうかる別府。ステップ 3、別府暮らしを熱くする。このパンフレットはね、市民との公約なのです。よくできているのですね、これが。

そしてね、公約の中身をチェックしていくと、45 項目のあなたが市民とした約束があるのです。特にこれ見ながら、私も興味を持っているのですが、ステップ 1 の産業歴史伝統文化を徹底的に磨く、これは世界中にまれな別府温泉、これを磨く、存在感を高める、湯治文化を根付かせるというように書いてある。そして特に興味を抱くのが、文化でしょうね。アルゲリッチ、別府の奇跡アルゲリッチ音楽祭と書いてある。それから 3 番目、伝統工芸を世界に発信する、この中でね、別府市に文化がないと、ある市長がおっしゃってですね。何とか世界的な文化を別府市に取り入れたいということで、アルゲリッチさんを誘致に動いた。この動いた歴史は市長はよく知っていると思っておりますよ、お父さんもかんで

ますからね。そのために、アルゲリッチさんが来ても演奏して知らせる場所がないということで、県に言い出して作ったのがピーコンなのです。そういう歴史を、なぜ別府市がアルゲリッチさんを誘致してここまで発展させるかという歴史を、今の職員の方知らないのではないですかね。このことをよく調べて、そういう歴史を残しておくべきだと、このように思います。

別府市はね、何でもかんでも取られるのですね。市長も発想家ですけど、発想がいいけども、みんなよそに取られる。大分工業も別府市が発祥地だけ取られてしまう。宇佐の農林学校も別府市が発祥地だけ取られてしまう。いろいろ取られてしまって、別府はいつも影を潜めてしまう。このアルゲリッチも別府が発祥の地なのです。それをやっぱり、大きく別府の文化として大事にしなければならないと思います。

それからもうかる別府、別府の地場企業、トルネード構想、これもいいですね。これは中身をずっと見てますと、やるべきですね。そして別府ブランド力のアップ構想、これもいいですね。それから東洋のブルーラグーン、これをうたってますね。これは果たしてさっき言った財政状況から言って、大型事業は全て足を引っ張っている。特に次に予定されているのは図書館、これは建設費だけでなしに、後に維持費、管理費が伴う。この財政をどうするんだろうなという心配もしておりますけれども、このブルーラグーンはなかなか難しい。民間に任せるといっても、いろいろな別府市に関わる経費がかかってくる。しかしこの構想も、市長の大きな構想の一つでやっていますけれども、北浜テルマスの失敗のような格好を取らずに、よく考えて臨んでいただきたいと思います。

それから、別府暮らしを熱くするという項目、これがステップ3ですね。ワンコインバスの導入、それから地域の祭りの振興、にぎやかな図書館、美術館の一体的な構想、これは掲げられている。そのほか、大小合わせて、さっき言いましたように45項目の市長の約束、市民との約束、市民との公約があります。

ところがね、今回の冒頭申し上げた、いろいろな市民との会話の中、話の中で出てくるんですね。この構想は別府市にとって、別府市の発展にとって本当に細かなところまで市長まとめてると。これを実行することが別府市の発展に大きくつながる。市長、自分が考えたのに、今後市長、市政の継続、行政の継続から考えて、市長はどうするのかという、やっぱり発言もある。これの実現を、市長の力で実施して、ぜひいろいろなこと、もう実現ができたこと、検討中のもの、いろいろありますけれども、ぜひ頑張って実現に向けてやっていただきたいと、こう思いますけど、市長、最後に答弁してください。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

7年前に作ったその約束、私の手元にもあります。45項目ということで、私も自分自身45項目、何か重複した部分があるいろいろなあったので、市役所に初めて入って、これから肉付けの予算をつけようと、作ろうと思っていたときに、職員の皆さんがだだだっとなってきて、市長の公約は45ありますと、何かやりましょうかというようなことで、私もさすがだなとびっくりして、優先順位をつけながらここまでやってきたと。そのほとんどが実施、着手というところまで行きましたので、先ほども冒頭御答弁させていただきましたけれども、まだまだ課題、問題、やるべきことというのがたくさんあるというのが改めて実感しております。財政が非常に、どの自治体も厳しい中で、現状は、別府市は非常に類団、県内と比較しても非常に良好な状態であると、目的別の基金はさらに25億円プラスでありますので、そういうのを含めると相当数、見えないお金、動かせるお金というの積み上げてきているということでございます。

しかしながら、安定的な財政を図りながらやるべきことをしっかりやっていく、このバランスをやっぱり考えながらやっていかないと、何かがあったときに、今回のコロナ騒動のようなことがあったときに、一気に税収も減る、財源を切り崩してでもやらなければい

けないことがたくさんあると思いますので、そういったことも加味しながら財政運営をしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

自分自身で言い出したことを、自分自身がしっかり形が見えるまで、その姿形が見えるまでやると、やりたいと思うのは当然これは私自身の責任でありますし、自分自身の希望でもありますので、そういったことも当然になりますけれども、考えながら、今自分自身に与えられた使命、責任というものを全うしてきたいというふうに考えているところでございますので、引き続きになります。また御指導、御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

- 25 番（首藤 正君） 別府市民が、若い市長けれども別府市が誇れる市長になってきたと、このようにおっしゃっている。今、市長が申し上げたとおりに今後も頑張っていたきたい。これはね、貴重なやっぱり約束事項だと思います。

そして、私が申し上げた、今後これを実行していくためには、どうしても財政の運用、それから組織の運用、これを上手にやっていかないとなかなか実行力、実行することが遅れていってしまう。ぜひ、早く早く市民の期待にこたえるように頑張っていたきたい、このように思っております。ぜひ、市長のお力を今後とも発揮していただきたい、このように思います。

以上で市長の政治姿勢を終わらしまして、次に別府市の農業についてお伺いしていきたいと思っております。

別府市の農業、非常にこれは別府市は置き去りにされてるような部門ではないかと思うのですが、今回ですね、別府市内、内成の棚田に追加されて、東山、天間、堂面、大所、これが追加決定されました。この棚田の追加決定、これはどういう意味を持つのか、どういう目的でこれが決定されたのか、お答えください。

- 農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

農林水産省は棚田百選の認定から 20 年以上が経過したことを受け、改めて棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価するとともに、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対し、次世代に残したい棚田を選定することを目的として、今回全国 271 の優良な棚田の認定に至りました。

本市におきましては、市内各棚田地域と協議を進め、選定基準を満たす 5 地区の棚田を推薦いたしました。このたびの棚田の認定が魅力ある農地を守り続けている地域の活性化につながり、別府市農業全体の知名度及び発信力を高めると考えております。

- 25 番（首藤 正君） この棚田を通じて、農業、地域活性化を図ろうというのが大きな目的みたいですので、頑張っていたきたい、このように思います。

それでね、この 5 項目の棚田の追加は推薦でできているのですね。各都道府県が推薦したからできた。これ以外に別府市は棚田として、まだいいところがあるのではないですか。課長、お答え願いたいと思います。

- 農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

私も実際に市内の農地の状況を見て歩いてきましたが、市内には浜脇などに美しい景観を有する棚田がまだございます。今後、市内の休耕農地の発生を抑制できるように、地域住民とともに昔の里山を残せるような農地保全の取組を進めていきたいと考えております。

- 25 番（首藤 正君） 課長の農業委員会時代から、かなり別府市内の農地を走り回って見て歩いてる、このように私は記憶しております。しかしね、この棚田を考えたときに、棚田を通じて地域の活性化を終わらせない、私は別府で一番いい棚田、これはもう一つあると思うのですよ。なぜこれが今回の棚田に上がってきてないか、いう原因もあるのですね。そこが別府市の農業を考える基本の問題だと思うのです。本当に、下から見ても上から見

でも、これは本当に棚田だな、これは本当の棚田の美しさだなというのは、浜脇の田の口、柳の棚田なのです。上から見れば別府湾一望にね、見えて、きれいなものです。下から見ても、この段々畑はすごい、日本を代表するような里山づくりで、段々畑ですね。なぜ推薦されないか、荒廃しているからです。農地として役割を果たしていないからです。草ぼうぼうで穴開いているのです。これはね、今の別府市の農業を象徴する現象だと思うのです。これをきれいにしたら、あれは内成の棚田以上にもきれいな棚田に成長する。これらのはね、やっぱりきれいにして農業の発展につなげていかなければならない、どのようにしてこれをきれいにするかというのはこれからの別府市の農業の役割だと思っております。

そこでね、別府市の農地面積は幾らで、今実際に使われている農地、使われていない農地、この面積はどのようになっているのか知らせてください。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

農林水産統計年報等によりますと、令和3年度現在、農地の面積は別府市全体のおよそ3.8%です。そのうち活用農地の面積は341ヘクタール、休耕農地の面積は138ヘクタールとなっており、その比率はおよそ活用農地70%、休耕農地30%となっております。

休耕農地が多い理由といたしましては、令和2年調査の農家戸数が353戸に対して、10年前の平成22年は490戸であり、137戸減少しています。農家の高齢化、担い手不足による農家戸数の減少が休耕農地の増加の原因であると考えております。

○25番（首藤 正君） 課長の答弁によりますとね、今使われてる活用農地が341ヘクタール、休耕農地、使われてない農地が138ヘクタールで、合計479ヘクタールあるのですが、そのうち休耕農地が30%あるということですね。多いですね。私が見る限りでは、もう半分ぐらいそうではないかと思ったが30%。

それから、農家の戸数、平成22年度、490戸あったのが137戸も減って、現在353戸だと。農家の衰退を表していますね。

それから、課長にお聞きしましたが、私が持っている資料、農業従業者、これは5年ごとの国勢調査で出てくるのですね。これによると、平成17年の737人だったのですね。これが5年後の平成22年度は558人、平成27年度には529人、737人からこのように減ってきているのですね。令和2年の人数はね、まだ統計上発表されていないものですから出ていませんけれども、どんどん農業従業者の数が大きく減っている。

それから、土地面積、田畑の面積ですね、これも地目別土地概要調査によりますと、平成17年度、659ヘクタールあった。それがさっき課長の答で479ヘクタールになっている。物すごい減り方ですね。5年前の平成27年度は626ヘクタールあった。それからすると、すごい減り方をしております。

それから、作付面積と収穫量、これを見ますとね、作付面積、平成17年182ヘクタール、平成22年には125ヘクタール、作付面積がこれだけ減っているのですね。それから収穫量、平成17年度は774トン、これは米ですね、あった。平成22年度には774トンから438トンに減ってきてる。もうこれを見ますとね、別府市の農業は全てがたがたです。

人・農地プランというのがあるのですね。この人・農地プランは、対象地域が東山、内成、天間、内竈、古賀原、大所、小倉、こうなっているのです。これらは必ず実質化された人・農地プランっていうのを作成して、農地の管理に努めなければならないと。この作成ができてるのかどうかというのは疑問ですね。もしできておるならば、これらをさっき言った地域だけではなく、別府市全体に広めていくべきではないかと思えます。

そこでね、これだけ農地が荒れてきますと、いろいろな問題が起こる。これだけ農地が荒れると、自然環境にどのような影響を及ぼすのか、教えてください。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

農地が自然環境に与える影響につきましては、森林管理でも言われていますが大雨発生時の洪水防止機能、土砂崩壊防止機能、生物多様性、鳥獣被害の抑制や地下水の涵養機能があります。

特に地下水の涵養機能は、水田等にためられた水が地下に浸透し、地下水の涵養元になると考えており、農村地域において水田面積等の減少が地下水位の低下要因に関係しており、温泉の湧出量などにも影響を与えていると考えられます。

- 25番（首藤 正君） 今ね、水災害で問題になってるのが内水氾濫対策ですね。急にまちへば一っと水が出てくるのです。これで大きな被害を被っています。この要因の一つとして、田んぼダム、農地が荒らされて田んぼがなくなっている。田んぼダムとしての効用が、今なくなってきた。この科学実験をね、先ほどテレビでもやっていたけれども、なるほどなと私も感心しました。この田んぼダム、いうのを確保するからには、確保する上からも、やっぱり農業を大事にしていかなければならない。

農業がもたらす自然環境の影響ですね、これを見てもみますと、まず食料の供給ですね、これが作ることによって人々にプラスをもたらす。それから水源の涵養、保水力があるのですね。治水能力を高める。洪水の発生や地下水の保全もする。先ほど森林の問題で松川議員がおっしゃいましたけどね、水の涵養、これは別府市の場合全部温泉に関係してきているのです。本当に大事なことなのですね。だからこれはぜひやらなければならない。

それから、国土の保全、限られた国土を有効活用すると。良好な景観の形成、棚田、田園風景。それから自然環境の2つ目として、生物多様性の保全、生態系の保全を農業をすることによって図っています。だから農業をするということではいろいろ影響が、プラスの影響が出てきている。また悪い影響もあるのですね。放置して草ぼうぼうになって何もしないと、病害虫や雑草、外来の非常に危険な動植物の温床になる。それから鳥獣被害の拡大が広がりやすい。そうなってくると、なかなか人的駆除ができなくて困っているのですね。だから、農業が荒れる前に対策を取って、私が言ったようにやっぱりいい自然環境を作り出すということが大事ではないかと思えます。

これら荒れた農業、別府市の農業、これから本当にどのように考えて別府市はやっているのか。部長、考えを述べてください。

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

農業は食料を供給する役割だけにとどまらず、農地の多面的機能のほか、棚田のような良好な景観の形成、伝統文化の継承、子どもたちの学習や教育など様々な役割を有しております。農業がこれらの役割を十分発揮できるよう、農業と観光、農業と教育など多方面にわたる各種施策や取組を通じて、その持続的な発展に努めていくことが重要であると考えております。

農家の高齢化に対しましては、農作業の一部を外部に委託しやすくする仕組みなどを、農村地域と協議を図りながら農業振興を図るとともに、観光の在り方検討委員会でも議論のありました、食と観光というテーマで生産者と旅館、ホテル、飲食店事業者等とが地元食材の提供を初めとした域内経済循環の取組を推進することを議論とするプラットフォームを設置することなども考えております。

また、今後の地域農業の担い手となり得る新規就農者の育成や、現在農地を守り続けている農業事業者の経営安定に向けた支援にも取り組んでいき、別府の農業、別府の自然を守っていきたいと思っております。

- 25番（首藤 正君） 別府市の農業に支援を入れて、別府市もちゃんと考えていただきたい。そしてせめて別府の旅館、ホテルにお客さんが来たら、これは別府市の名物食品ですよというように出せるような感じでも頑張っていただきたいと、このように思います。

議長、ありがとうございました。終わります。



(議長交代、議長市原隆生君、議長席に着く)

○20番(野口哲男君) 久しぶりに質問します。

おかげさまで、別府市におけるコロナ感染状況はここに来て減少傾向に転じました。これはね、まさに市長以下全職員の奮闘努力の結果と、先手先手の対策のたまものであって、また適宜適切な経済対策も着実に進められ、市民の皆さんはもちろんのこと、議会としても大いに評価をしているところであります。

ただ、これを油断することなく、今後も対策の手を緩めることなく、全市民が一丸となってさらなる効果が現れるように取り組む必要があると思いますので、よろしく願い申し上げます。

本日はこれまでコロナ禍で自粛してまいりましたけれども、久方ぶりに質問をさせていただきたいと思います。私の質問は、今まさにこの時期でしか質問できない問題でありますのでよろしくお願い申し上げます。

現状の社会情勢を鑑みて、まず教育行政について質問を申し上げます。

まず、いじめ問題や防止問題について、別府市の直近のいじめ、不登校の実績はどうなっているのか。また、どのような傾向があるのか、答弁をお願いします。

○学校教育課参事(太田 悟君) お答えいたします。

市内における令和2年度の不登校児童生徒数につきましては、小学校が46名、中学校が126名の合計172名でございます。

また、平成25年に文部科学省が示したいじめ防止のための基本的な方針に基づき、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するという考え方により、令和2年度のいじめ件数は小学校が1,258件、中学校が96件であります。その解消率は小学校で99.6%、中学校で94.8%となっております。

○20番(野口哲男君) 解消率を見るとね。部長。

○教育部長(柏木正義君) すみません、お答えいたします。

いじめの傾向について、私のほうからお答えしたいと思います。

年3回実施しておりますいじめアンケートでは、特に冷やしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、軽くぶつかられたりする、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするなどの訴えが挙げられています。全国的には、パソコンや携帯電話などを利用したいわゆるネットいじめが増加の傾向であり、いじめの潜在化が危惧されているところです。

○20番(野口哲男君) 解消率はかなりいいところに行ってると思うのですがね、ささいなやっぱりふざけ合いとかが大きな重大問題につながるというようなことで、全国における重大化したいじめ問題の最近の報道等で傾向を見ますとね、北海道の旭川市立中2年生の自殺事件、これ自殺かどうか、凍死したようですけども、それから山形県酒田市立中1年の学校で自殺したと。それから近くでは大分市でもこのような問題がありました。

重大事件の発生は、当事者からのいろいろなサイン、あるいはアンケート調査等、担任や学校、あるいは教委が見逃し、また隠蔽した結果があるというふうに報道されております。また、加害者との関係を重視、自殺を妨げなかったものとして調査委員会に報告しております。

このような問題の中で、別府市としては、令和2年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告から、別府市ではいじめの重大化が危惧されるとある。別府市教育委員会の今後の対応と対策はどのように考えているのか、答弁をお願いします。

○学校教育課参事(太田 悟君) お答えいたします。

いじめの重大化を未然に防止する取組につきましては、早期発見、早期対応が最も重要であると考えております。そのため、学級担任等による日々の行動観察や児童生徒との教育相談、年3回のいじめアンケートなどから早期にいじめを発見するようにしております。

併せて、スクールカウンセラーやスクールサポーターによる相談を随時行うなど、積極的ないじめの実態把握に努めております。

また、各学校に校内いじめ対策委員会が設置されており、学校でいじめを認知した場合は対策委員会を速やかに開催し、組織的な対応を行うこととしております。

不登校の長期化に対する適切な支援につきましては、当該の児童生徒一人一人の状況を学校と市教育委員会が共有し、教育相談センターのスクールソーシャルワーカーや心理相談員など、専門スタッフも活用しながら児童生徒の社会的自立に向けた適切な支援を組織的に行ってまいります。

いずれにしても、いじめ、不登校を生まない、認め合える集団づくりが重要であることから、全ての小中学校で児童生徒の良好な人間関係を構築していくために、人間関係づくりプログラムを実施しております。

- 20番（野口哲男君） いろいろ取り組んでおられるということは分かりましたね。ただ、このような教育委員会、学校での努力は認められるのですけれども、今後の中で見るとネットいじめ等、そういう問題がかなり増加していく傾向にあるのではないかと。最終的に教育長ね、この問題の行き着くところはつまり、究極の対策として道徳教育をしっかりやることということではないかと思うのですよね。

それでこの道徳教育についての考察を行う上で、現在の日本の社会状況を鑑みると、ある書籍から私も考えてみたのですけれども、新型コロナウイルス禍により多くの道徳的諸問題が大きく現出したと。拡散、蔓延するデマ、騒動に乗じたあってはならない、役人等による詐欺、職業差別や民族差別、コロナハラスメントやコロナヘイト、または我が子の虐待や殺人事件等、ウイルスとの戦いが結局は人との争いという歴史を繰り返されてきた現象が、今回もまた再現されていると。日本の現状を鑑みるに、まさに日本の美德とされてきた安全神話が崩壊していると言わざるを得ない、そういうことが言われております。

そこで、道徳ということを手短かに言うと、私もなかなか一言で言い表せないのですが、古代中国から伝わってきた易経が初出とされて、日本では六国史の一つ、続日本紀や、江戸時代、佐久間象山の東洋道徳、西洋芸が有名ではあります。

そこで、道徳教育はいかにあるべきか、歴史・理論・実践から検証してみることとします。歴史的には中国の孔子、荀子等の文章に現れ、日本では明治以降、徳育論争における松下村塾出身の西周、これはモラルを道徳と訳した人ですが、萩生徂徠、福沢諭吉等あまたの学者が各種書名の中で言葉として、また翻訳語としてモラルとして展開されてきております。

そこでね、戦前・戦中・戦後の道徳教育を比較検討してみると、教育勅語と修身科の問題がクローズアップされてきます。現在、修身科の究明は現代的課題として研究中でありますので今回は取り上げませんが、教育勅語体制から教育基本法体制へという概念に象徴されるように、戦前と戦後の断絶が強調され固定化されてしまっているということが問題の一つであると。教育勅語は、近代国家における国民の行為の仕方、つまり国家共同体への公共的奉仕という普遍的人論を説いたものであり、君主個人への忠誠心を求めるものではなかった、そういうふうに使われております。

そこで戦後の経緯をたどってみますと、まず国会決議であります。国会で廃止されたということになっているのかどうかということを見てみますと、戦後、衆議院議員では34名共同提案で排除決議なるものがなされました。参議院の委員長の中田さん、中田耕太郎委員長の執行確認決議では、ここでこういうふうに使われております。既に起こられた立法

的行政的措置により、教育勅語はその他の勅語とともに廃止された。その効力を失い、倫理道に関する一つの過去の文章、歴史的な文献にすぎないと。国会決議によって初めて廃止され、排除されたものではないと、法律上の問題であるという、つまり法の内容ではなくなり、単に道徳訓になってしまったことが明瞭であるとしています。両院とも勅語に真理性を認め、道徳訓として評価していたのですね。

ただこのときに、占領軍のGS、民生局ですね、民生局はこれを廃止しなさいという圧力があつたのですが、国会決議は文部省の通牒を否定したのではなく、通牒の理念の徹底と実現を目的としたと。そしてこの勅語は、ここが大事なのですね。勅語はあまねく人類に普遍的な美しい道徳的思想に光を放っていると整理されております。その内容を口語訳としてちょっと読み上げてみますと、国民は忠孝両全の道を全うして、全国民が心を愛して努力した結果が、今日に至るまで見事な成果を上げてきたことはもとより、日本の優れた国柄のたまものと言わねばならない。教育の根本もまた道義立国の達成にあると。国民は子や親に孝養を尽くし、兄妹姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は仲むつまじく溶け合い、友人は胸襟を開いて信じ合い、自分の言動を慎み、全ての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、さらに進んで社会の公共のために貢献し、また法律や秩序を守るとはもちろんのこと、非常事態の発生の場合には真心をささげて国の平和と安全に奉仕すること。

この内容をつぶさに見てみますとね、こういうことではないですかと言われてますね。孝行ということですね。孝行というのは親に孝養を尽くしましょう。友愛というのは兄妹姉妹は仲よくしましょう。夫婦の和というのは夫婦はいつも仲むつまじくしましょう。朋友の信というのは、友達に互いに信じて付き合ひましょう。謙遜というのは、自分の言動を慎みましょう。博愛というのは、広く全ての人に愛の手を差し伸べましょう。修学習業というのは、勉学に励み職業を身につけること。知能啓発、知識を養い才能を伸ばしましょう。徳器成就、人格の向上に努めましょう。公益世務、広く世の人々や社会のためになる仕事に励みましょう。遵法、こども大事ですね、法律や規則を守り社会の秩序に従いましょう。義勇というのは、正しい勇気を持って国のために尽くしましょう。

これらの文言は私もしっかり考えていますと、今の日本のこの現下の状況にまさしく必要なことではないかなというふうに私は考えております。そして、この教育勅語の整理を見てみますと、教育勅語を我が国唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると。が、憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定しないとしていて、憲法や教育基本法等に違反するか否かは、学校の措置者や所轄長において判断すべきものであると。これに対して、野党や関連学会の声明は、国会決議に反するとしたが、政府の回答は教育行政の内容に基づいて適正としております。現行の法制では、教育内容に関する国の権限は学習指導要領を定めること、教科書の選定を行うこと、教育委員会に対して指導助言を行うこととなっております。国には学校で授業をする個別の教材を直接的に規制する権限はなく、不適切な教材が使用された場合を是正する権限は教育委員会か知事になるということです。

このような内容に、今私が読み上げました内容について、別府市の教育委員会としてはどのように考えて、またこのような問題を道徳教育の中で取り上げていくのかどうかについて答弁をお願いします。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

国会決議等、議員のおっしゃる内容につきましては間違いはないと思われまます。教育委員会として、道徳教育の中で取り上げるのは、学習指導要領に示された全ての内容項目を扱っている、別府市が採択した特別の教科道徳の教科書が基本となっております。

○20番（野口哲男君） これは教育委員会としては非常に答えにくいところもあるかもしれ

ませんが、ぜひね、この精神、道義的な信念というものをこれから学校教育の中で、道徳教育の中で生かしていただければと私は思うわけであります。

そこで、これらをもう少し検証してみますとね、日本が戦前戦中の総力戦体制下における機能を果たしたというのがこの勅語ではなくて、生きて虜囚の辱めを受けず、戦陣訓とか、八紘一字とか、挙国一致、堅忍持久、それらの戦争スローガン、また、欲しがりません勝つまでは、進め一億火の玉だ、ぜいたくは敵だ、等の戦争標語であったということに整理をされております。

そこで、道徳という言葉の意味は何なのかという、我々の中での的確に説明するのは難しいのですが、道徳という言葉の意味するものは、私は仁義礼智の4つを道徳とする規定であるとする考えがあるようですが、教育委員会はいかがでしょう。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

学校における道徳教育の目標を達成するために、指導すべき内容項目を端的に表す言葉、思いやり、社会正義、礼儀、規則の尊重等が当たると考えられます。これを含め、小学校の内容項目は一、二年生で19項目、三、四年生で20項目、五、六年生で22項目、中学校は22項目が示されております。

○20番（野口哲男君） 私が言った仁義礼智、これが今詳しく説明していただいたようなものでございますけれども、やっぱりこの道徳という一つの言葉そのものを我々がしっかり理解した上で、やっぱり青少年の育成等に生かしていくということが大事ではないか、大人の責任として、この問題についてはしっかり私たちも含めて考えていかねばならないというふうに考えております。

また、この愛国心というものについて考えてみますと、愛国心とは自国の価値を一層高めようとする心がけでありその努力である、この愛国心についても様々な意見がありますけれども、まさにロシアのウクライナ侵攻、このような問題について大いに考えさせるところがあります。今、我々はこの国で生活して生きておりますけれども、この国を愛するということがいかに大切かということ、私は訴えていきたいというふうに考えております。

振り返って、道徳教育の制定までの経緯を述べますと、まず池田内閣総理大臣、これは1962年、昭和37年ですね、私が高校時代でございますからはっきりとは覚えていないのですが、貧乏人は麦飯を食えという有名な言葉がありますが、ここでもっと大事なことが語られているのは、国民所得倍増計画からさらに歩を進め、文教の高揚とその刷新に努め、国づくりの根本たる人づくりに全力を尽くす決意であると。人づくりとは、青少年の特性を涵養し、祖国を愛する心情を養い、時代の進運に必要な知識と技術を身につけ、我が国の繁栄と世界平和の増進に寄与し得るより立派な日本人を作ることを目ざすと。それから経済的にも発展して、かなりバブル崩壊までは日本はいい景気であったわけですが、これを契機として、文部省は教育投資にとどまらない特性を涵養するための道徳教育のさらなる充実を、教育政策の課題としたのです。

それで、平成28年11月18日に松野博文文部科学大臣がこのように宣言をしております。いじめに正面から向き合う、考え、議論する道徳への転換に向けて、これは滋賀県大津市のいじめによる痛ましい事件がありました。越市長という女性の市長が、その当時市長でありました。最近ではテレビでコメンテーターとして、弁護士として、国際弁護士として出られておりますが、この問題を見てみますと、いじめ防止対策協議会からの提言その中で、平成30年度から全面実施となる特別の教科道徳の充実が大変重要であるとする。

これまでは読み物の登場人物の気持ちを読み取ることで終わってしまっていたり、いじめは許されないということを児童生徒に言わせたり書かせたりするだけの授業となりがちであったと。

今後は、現実のいじめの問題に対応できる資質能力を育むためには、あなたならどうするかを真正面から問い、自分自身のこととして多面的・多角的に考え、議論していく。考え議論する道徳へと転換することが求められておる、ということで、2015年3月27日、学校教育法施行規則の一部改正、学習指導要領の一部改正告示から、特別の教科である道徳と改められて小学校は2018年、中学は2019年度から道徳科の完全実施が行われた。これは教育再生実行会議が2013年発表した、いじめ問題等への対応についてが契機となっております。

また、同年12月に教育改革国民会議は、教育を変える17の提案で、学校は子どもの社会的自立を促す場であり、社会性の育成を重視し、自由と規律のバランスの回復を図ることが重要である、また善悪をわきまえる感覚が、ここが大事なのですね、常に知育に優先して存在することを忘れてはならない。ここをしかし我々はしっかり受けとめていかなければならない、常に知育に優先して存在することを忘れてはならない。善悪をわきまえるということが、今の日本人に一番大事なことではないかということをおっしゃっていますね。

それで、小学校に道徳、中学校に人間科、高校に人生科などの教科を設け、専任の教師や人生経験豊富な社会人が教えられるようにする、道徳の教科をこれは求めたのですね。今、一部はこれは全部成就されておられませんけれども。

そこでね、別府市の教育委員会にお伺いしたいのは、これまでのような、私が読み上げたような中で、道徳教育の目的あるいは目標はどうなっているのか。それから、学校教育における道徳教育の意義及び位置づけについて、答弁をお願いします。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

道徳教育は教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としております。

学校における道徳教育は、先ほどの目標を踏まえた教育活動であり、社会の変化に対応し、その形成者として生きていくことができる人間を育成する上で意義あるものと考えています。

また、道徳教育は特別の教科である道徳を要とし、学校や子どもの実態などを踏まえ、設定した目標を達成するために、学校の教育活動全体を通じて意図的・計画的・発展的に行われるものと考えております。

○20番（野口哲男君） こういう理念というか、学校教育の中で全先生が共有しているかどうかということが大事だと思うのですよね。教育委員会としても、そのようなところをしっかりと指導していただかないと、学校でのこういう問題について全ての先生方が共有して、それに取り組んでいくということがまず大事ではなからうかと。後ほど教育長にお伺いしますが、そういう考えを私は持っているわけでありまして。

ただね、この道徳教育の問題点をいろいろ抽出してみますと、道徳教育は正解がないから難しい、他の教科のように数値で評価を表すことができない、これは非常に先生方にとっては難しいことではないかと思えます。それから評価の問題の中で、これ横文字で悪いのですけれども、ネガティブ・ケイパビリティ。性急に証明や理由を求めずに、不確かさや不思議さ、懐疑の中にあることができる能力の育成と、そういう考え方が広がりつつあるという、これは非常に難しいですね。私の頭の中であまり理解できませんけど、そういうこともあって、特に教職課程での問題があって、専門教科としての履修がほとんどないのではないですか。それで、全国7会場で道徳教育指導者養成研修というのがなされている

ようであります、こういうものもしっかり活用しながら、教師の教育、教職員の育成に当たっているかどうか。教員免許制度ももう見直しがされました。

ただ、ちょっと私の情報で得たことは、別府市の中央小学校ではかなりこの道德教育について進んだ取組をなされているということも聞きました。私は保護者を初め、大人の道德教育の必要性を痛感しているのです。最近の報道等、事件性を見てみますと、大人が問題であると。私は小中学生、生徒よりも、この大人の道德観念というものをしっかり植えつけていかなければならないのではないかと、私は痛感しております。かく言う私も、道德教育を履修していないのですね。私たちが小学校、中学校、高校時代にはこういう道德教育そのものほとんどありませんでしたし、ただその中で私の経験から言うと、私の時代は教師、教職員ではなくて教師でした、先生でした。そういう方々の指導というものがしっかりと今の私の中に根づいているということが現在の私を形作ってきたのではないかなというふうに今思っております。

そこで、親の厳しさもありました、先生から怒られればまた怒られると、先生から何で怒られるのかというようなことで、今度は親から怒られる。そういうふうに親の厳しさ、そういう社会的規範をしっかりと植えつけられてきたというのが現在の私の中にあるというふうに考えております。貧乏であったのですが、周りが全て貧乏であったし、奮闘努力する世界であったというふうに思っております。

ここでね、国家の品格等の著者の藤原正彦さんが書かれた、失われた美風、美しい風ですね、美風という書籍に、日本人が愚民化する国の愚策、道德の欠如を憂う、と警告を發しております。今や日本は三流国、四流国になってしまったと言われております。さらに問題なのは、子どもの貧困、爆食い、大食いのテレビ番組、私は子どもさんが貧困で困っているのに、テレビで爆食いとか大食いのテレビ番組を見て腹が立ってね、それでこのスポンサーの商品は私は買わないようにしているのです、個人的に。そういうことも考えておまして、それから21番議員が言われたようにヤングケアラーの問題、それからテレビの内容、一億総白痴化と言われておりますけれども、お笑い芸人の暴力的なふるまいとか、それからまたゲームの殺人ゲームですね、簡単に命を奪う、こういう問題についても大変問題があるのではないかなと、子どもに与える影響が余りにも大きいと言わざるを得ません。

そういう中で、最後に教育長に道德教育についての考え方、今後の取組について、総括をお願いいたします。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員に御指摘を頂きました、まずいじめについてでございますけれども、現在学校のほうでは、子どもたちに加害者にも被害者にも、そして傍観者にもさせないように、学校では断じていじめは許さないというような強い決意で今取り組んでいるところでございまして、とにかく安全で安心した学校づくりにも努めているところでございます。

また、道德教育につきましても、今議員さんからいろいろ御指摘を頂きましたが、子どもたちには他人を思いやる心、命や自然を大事にする心、またよいこと・悪いことの判断の規範意識等々、そういう道德的な価値を備えた道德性を育てなければいけないと思っております。

また、大津市におけるいじめから文科大臣がこの道德教育の在り方を指摘しましたように、授業では、一つの価値を押しつけるのではなくて、子どもたち一人一人が考え、そして議論する道德という方向で今取り組んでいるところでございます。どうか子どもたちには、今後人を殺めたりすることは決してないように、心ある教育を努めていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。いろいろと御指摘ありがとうございました。

○20番（野口哲男君） 大変難しいことでありますけれども、やっぱり教育委員会がしか

り、現場の教職員ではなくて教師となるような、育成というかそういうものをぜひお願いしたいということで、教育長の言葉を受け止めたいというふうに思っております。

次に、市長は常々別府市における青少年の育成等については、家族を愛し、それから郷土を愛する、別府学等を作られました。そのような中であって、道德教育を進める上で、人類に普遍的な美しい道徳的思考に光を放っているという教育勅語の意味するものを、しっかり別府市の大人に広く広めていただきたいということをお願いすることと、道德教育の読み物教本ですね、物語ということでありますけれども、先般私、野口小学校跡地の教科書の展示会に行ってきました。中身をずっと見て回りました。今使っている教科書であったのですが、今後の採択について教育長が今答えられましたように、この読み物教本等のしっかりとしたものを選んでいただいて、実効の上がる教育を実行していただきたいということを併せて市長にお願いして、日本一の道徳のまちづくり別府を提言して、私の質問を終わります。市長、お願いします。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

道徳について、議員から様々な御提言、またお話を頂きました。教育部、教育委員会からもお話がありました。まさに別府学というのは地域を愛する、地域を愛するためにやっぱり地域のことを知らなければいけないということで、これは当然国のことを愛する、自分たちが家族を愛する、兄弟姉妹仲よくするというようなことを、しっかりそういうことを実感をしてもらうための、まず初めのステップを学校の中でもしっかりと教育をするべきではないかということで、実施をさせていただいているものというふうに思います。

教育勅語のお話し出しましたが、教育勅語と言ってしまうと何かすごく堅いもののようなイメージありますが、ただ先ほど議員言われたように、中身はやはり日本人としてというか、人間としての真理、普遍的なものをしっかりと書いていただいているものというふうに私も思っております。それが、先ほどこれも教育部からの答弁ありましたが、現在の学校教育の中において、思いやりであるとか様々な分野においてしっかりとその中身は生かされているというふうに思っているところでございますので、議員からの御指摘しっかりと受け止めて、教育部と連携を取りながら、総合教育会議等の場においてもそういった普遍的な、真理的なものを追求して行って、やはり、横文字で言うとシビックプライドという、市民の誇り、郷土の誇りというものを大事にする、国を愛する、兄妹姉妹仲よくと、こういったことをしっかりと実感ができるような教育を打ち立てていかなければいけないのではないかとこのように、私自身はしっかりと考えておりますので、また御指摘いただきながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○20番（野口哲男君） これはあくまでも私の提言でございますから、しっかり教育長と市長にお願いをしまして、別府市が先ほど言いましたように日本一の道徳のまちづくりということを標榜して取り組んでいただければと思います。

以上で私の質問は終わります。以上。

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時36分 散会

